

始



特 236

227

洲國大系(日文)第十五輯

產

業

篇

(康德元年度版)

國務院總務廳情報處

特236
227

目次

發行所寄贈本

- 一、發展途上の滿洲國產業……………實業部大臣張燕卿 一
- 一、滿洲國の産業統制に就て……………實業部總務司長 高橋康順 五
- 一、滿洲國の林野に就て……………實業部林務司長 岸 良一 二二
- 一、林場權整理法制定に就て……………實業部總務司長 高橋康順 三七
- (附) 林場權整理法……………
- 一、中央卸賣市場法制定に就て……………實業部總務司長 高橋康順 四〇
- (附) 中央卸賣市場法……………
- 一、滿洲國觀象事業に就て……………中央觀象臺長 後藤 一郎 四六
- 一、北滿農作物の現在と其將來に就て……………黑龍江省實業廳長 盧 元 善 五三
- 一、滿洲國産業開發と實業部機構概説……………實業部文書科長 美濃部洋次 六三



附 録

(一) 滿洲國特殊會社各法規

(イ) 滿洲石油株式會社法	一〇三
(ロ) 滿洲炭礦株式會社法	一〇六
(ハ) 同和自動車工業株式會社法	一〇九
(ニ) 滿洲棉花股份有限公司法	一一三
(ホ) 滿洲採金株式會社法	一二五

(二) 産業關係統計表

(イ) 農産統計表	一一九
(ロ) 畜産統計表	一二四
(ハ) 林産統計表	一二七
(ニ) 鑛産統計表	一三三
(ホ) 貿易統計表	一三五

(三) 實業部組織一覽表

發展途上の滿洲國産業

實業部大臣 張 燕 卿

我滿洲國は其の建國宣言に於て明かなる如く、内は平和樂土を實現して三千萬民衆の福利増進を謀り、外は善隣との友好關係を敦くして日に月に國際的地位の向上に努め以て東洋永遠の平和確保に資せむとするものである。我滿洲國の産業開發は先づ舊來の諸制度を逐次改革し、苟も開發の利益が一部階級に壟斷せられ來れる如き舊來の弊制を除き、亂雜なる企業を戒めて産業各方面の健全なる綜合的發達を圖る爲め必要なる國家統制を加へ、廣く資本を世界に求め、且つ先進國の技術經驗を藉りて我國の寶藏を開發し以て單に滿洲一國の爲のみならず、又實に廣く世界の文化に寄與すべきであると確信する次第である。

之を現在の世界の情勢に見るに各國共其の經濟的内的矛盾に依る恐慌を逃避せん爲め、互に排他的の政策に出て之が國際平和に影響して甚だ危險なる状態を現出しつゝある事は實に寒心に堪へな

此の時に當り滿洲國は東洋の和平、東洋經濟界の立直しに其の役を勤めんと奮起せるに、偶々日本帝國は滿洲問題の爲めに國際聯盟脱退を取て辭せず、我國を援助して經濟融和を謀り、産業の合理化を以て東亞の平和を確持せんと邁進し來つたのである。

我滿洲國は豊富なる資源と廣大なる未墾の地域を有するのであるから日本との經濟提携相互依存の實を擧げ以て地大物博の資源を開拓せんとしてゐる。

先づ之を鑛産資源に見るに

石	炭	約四十八億噸
鐵	鑛	約十三億噸
油母頁岩		約五十四億噸
耐火粘土		約千五百萬噸
菱苦土鑛		約五十億噸
砂	金	約四十五億噸

等の如き日本に少き資源を滿洲國は多量に有し所謂有無相通じ得るの状態にあり。又林業方面に

於ては森林面積三千五百萬町歩、蓄積量百五十億石と推定され、之が合理的利用を行ふに於ては我滿洲帝國內の需要は勿論隣邦の纖維工業材料として多大の貢獻をなし得るものと思考される。

一方滿洲國に於てはその民衆の八割五分は農民にして、之が民生を安からしむるの捷徑は實に農業の開発にあり、滿洲國は正しく農業本位國と稱し得るのである。既耕地實に千六百萬町歩、更に開墾を要すべき土地千六百萬町歩に及び、農作物の種類改良と在來の乾燥農業に更に灌漑施設を施す事に依り現在面積のみを以てしても五割以上の増産を期し得べく、將來開墾の進むに従ひ其の農産物は單に多大の人口を養ふのみならず、日本に對し有用なる工業原料の供給を爲し得るに至るであらう。

畜産方面に於ては馬三百二十萬頭、牛二百七十萬頭、驢六十萬頭、羊五百八十萬頭、豚八百四十萬頭を有し、之が改良増殖は自國內は勿論東洋に於ける食肉、衣服、用役上多大の貢獻をなし得るものと思はれる。

水産方面に就いては黃海渤海及河川の漁獲高漸く六百萬圓程度にして見るべきものはないが、將來水産行政の宜しきを得ば産額の増加大いに期すべきものあり、若しそれ鹽の生産に至りては天日

鹽の生産増加の餘地甚だ多く日本の工業原料鹽に對し多大の貢獻をなし得ると信ずる。

四

工業方面に於ては滿洲國は全く幼稚の時代にあり、油坊、製粉、燒酒の外に見るべきものなきも將來國防上必要なる工業及其他の工業は之を逐次奨勵して企業化せしむると同時に努めて日本工業界との提携調和を圖らんとするものである。

以上生産方面についての大略を述べたのであるが、更に企業の奨勵、貨幣の統制、度量衡の制定、取引法の改良、工業所有權の保護等各種の産業振興機關を確立すると共に、一般に組合制度の勃興を提唱し以て一齊に産業の興隆を期しつゝある。

余の産業に對する理想は大體以上の如くである。我滿洲國三千四百萬民衆は文化の程度極めて低きも、將來法律道徳を以て導けば民も次第に開け、實業方面も完全なる開發を期し得るならんと信するものである。又將來一億の人口を養ひ得べき我滿洲國は現在の人口自然増加率一%の外更に一%内外の經驗に富める善良なる移民の永住に依り相携へて精進せば、産業の開發は勿論國家の健全なる發達は期して待つべきものあるを堅く信ずる次第である。

滿洲國の産業統制に就て

實業部總務司長 高橋康順

一

滿洲帝國は日滿兩國官民の熱烈なる希望と努力とに依り此處に建國の大業も完成し、輝かしい經濟建設の途上に躍進してゐる。

此の時に當つて我國産業政策の根本精神ともいふべきものに付當事者の一人として聊か所見を述べ度いと思ふ。

現在の經濟組織は元來自由競争を基調とするものである。即ち、自由競争に則れる世界經濟の發展は早くも十九世紀の後半期に於て其の頂點に達し、經濟事情の變遷と共に資本主義の根本精神も種々變化、修正を見ることゝなつたのであるが、遂に歐洲大戰の勃發により各國共に自國の膨脹せる生産設備が戦後の需給状態と調和せず、此處に生産過剩の問題が生ずると共に、從來各企業は秩

五

序を失ひ無謀なる不當競争をなし甚しきは生産費を割つて販賣すると云ふ様な無統制の結果となり産業界を極度に不安定ならしめた事は今更贅筆を要せざる所である。斯くして生産に従事するものは内は同業者間の激甚なる競争に堪へ得ざるのみならず外は外國の競争に壓迫されて、遂には一産業部門に止まらず、延いては一國國民經濟を潰滅に至らしむると云ふ惧れすら生じたのである。故に何より第一に産業に適正なる規律統制を與へねばならぬと云ふ見地から、各國は其の國民經濟の埒内に於て生産及び分配を計畫化し資本の浪費を防ぐことに依つて資本主義の更正を計らうとする政策に向つたのである。各國は其の自然的條件、政治組織等の異なるに従つて統制の目標、統制力の強弱等の差はあるにしても何れも此處に更生の道を見出さんとし世界經濟の動向は内部に於ては統制經濟の強化と對外的には**ブロック**經濟結成へと動いてゐるのである。

斯くして日滿兩國の産業政策の向ふ可き方向も各國**ブロック**對立の中にあつて日滿兩國を打つて一丸とせる經濟統制政策以外には其の生存の路を見出し得ないと云ふ結論に到達するのである。

二

偕て滿洲國に於ける産業政策に關しては是非共二つの重要な問題に就いて考慮する必要がある

る。一は後進たる滿洲を一刻も早く世界經濟に於ける其の落伍的地位を回復せしむるため出来るだけ廣く自由企業を促進せしめんとする立場からと、他は世界經濟の趨勢に従つて日滿經濟**ブロック**結成上是非共滿洲國産業各般に亘つて統制を行はんとする立場から考慮されねばならぬのである。

元來滿洲國は他國に比して未開であり後進國である。諸外國の産業は既に隆盛期を過ぎて現在は各國共に恐慌に直面してゐるのであるが、我滿洲國に於ては原始産業國として未だ幼稚未開の域を脱せず何れの産業も將來性を有し其の前途は洋々たるものである。斯くの如く諸外國と其の事情を異にせる滿洲國の各種産業は既に爛熟期に達した諸外國の産業統制を其の儘踏襲し徒らに無意味なる制限、統制を加へることは却つて宜敷きを得ざるものと云はねばならない。然し乍ら、日滿間に相衝突する多分の要素を含んでゐる爲めは經濟之を自由に放任する時は日滿兩國産業の内に不當の競争を惹起し共倒れとなる事もなしとしない。尙且從來日滿兩國が外國に依存してゐた産業に對しても出来るだけ兩國間に於て其の需要を充し兩者有無相通する爲には從來の自由放任經濟では其の目的を達することは不可能であり、日滿共に統制的政策に依つて其の實を擧げなければならぬのである。之が我國産業にも適切妥當なる統制を加へる必要ある所以である。

然らば如何にして自由競争と産業統制の二者を調和すべきやの問題に到つては實際上却々困難な問題である。経済プロツクの理想よりすれば日本國の産業と競争の意味を有せず却つて補足的性質を有する産業のみが滿洲に發達すればよいのであるが實際上には日本内地の企業に對し競争的なるものも有り得べき筈である。又他方國防上重要なもの或は公共、公益的事業とか、一般産業の基礎となる様な産業に就いては國家の立場として統制的に之を助長發展せしめなければならぬのである。

故に我々としては産業各般の生産、需給並びに日滿間の關係等を考慮して各産業に對して各々具體的政策を樹てる必要がある。

斯の如く我滿洲國の産業政策に於ては自國産業の健全なる發展と、日滿經濟プロツク結成の兩觀點より自由競争と産業統制との限界が定められ此の二者の調整が行はれなければならぬと思ふ。

三

然らば我國産業政策の運行を見るに、既に昨年三月一日經濟建設綱要中に示された通り國防

的、若くは公共、公益的性質を有する重要産業は國營、公營、或は特殊會社を以て經營せしめることを原則とし、之れ以外の産業は民間の經營に委ね、必要に應じて適當なる調節を行ふことになつてゐるのである。

而して各般事業中國家が統制を加ふべきものと一般民間の經營に委ねられるものとの範圍を具體的に明示する意味で、六月末政府は國防上重要な産業や、公共、公益的事業及び一般産業の根本基礎となる産業たる交通、通信、鐵網、輕金屬、金、石炭、石油、自動車、硫酸、ソーダ、採木等の如き事業に就いては特別の措置を講ずることとするが、其の他の一般企業は大體廣く民間の自由經營に放任するものである旨聲明する所があり、此處に自由企業と産業統制の實際的限界も明かになつた次第である。

斯くして自由企業に委ねられた産業に就いては日滿兩國の經濟プロツク結成といふ觀點に於て多少の指導的措置を講ずる以外、國家に於て何等の掣肘を加ふることなく各人に向つて自由に開放し其の企業を大いに歡迎して居るのである。滿洲に於ては凡ゆる産業は國家の統制下に置かれ或は國營、或は獨占會社に總て其の經營を委ねられ私人は何等企業上活動すべき餘地なきかの如く一般

世人に誤解せられ、我々當局が私人の投資を歓迎してゐるにも拘らず其の事勢きは甚だ遺憾とする次第である。

尙最後に附言し度きは、我國生産總額は現在三十億圓と推定せられてゐるのであるが其の金額は向ふ十年を出でずして倍加するものと見られ、其れを可能ならしめる條件としては巨額の資本を要する事である。原始産業國である滿洲としては此が開拓資金は之を外より調達しなくては到底經濟建設の實を擧げることには出来ないのである。滿洲國政府が門戸開放の原則に則り、廣く世界に資本を求むるのも畢竟此の理由に基くのである。

故に日本國民各位が滿洲國産業の現状及び日滿間の密接なる關係を理解せられて我國に對し進んで積極的に人的物的援助を賜はらんことを切望する次第である。

滿洲國の林野に就いて

實業部林務司長 岸

良 一

一、森林の現況

滿洲國內の森林は國の東部北部西北部の山嶽地帯に存し、就中有名なるは松花江牡丹江及豆滿江の上流地域鴨綠江及渾河の上流地域北滿東部線龍爪溝嶺畢展窩集一帶大興安嶺及小興安嶺に屬する森林にして既往の調査に依れば森林面積三千六百萬町步蓄積百五十億石と推算さる。

然れども現在利用され又は近き將來利用し得る森林は主に吉奉兩省に屬するものにして、此の面積千三百萬町步蓄積六十餘億石に過ぎない有様である。又最近吉奉兩省の森林につき飛行機上より觀察したる所に依れば散生地帶意外に多く、爲めに蓄積も約二十億石と概算せらる。既往に於て美林密林と稱せられたる地域も無統制なる伐採と之に伴ふ山火の被害とに依りて全く散生地と化し去りたる處少くない。

滿洲の森林は之を植物帶上より見れば溫帶北部より寒帶に入るべきものであるが、夏日の高温多

濕は樹種を甚しく複雑化し、已に知られたるもののみでも三百數十種の多きに達し、就中有用樹種と認むべきものは針葉樹八種潤葉樹二十一種に上つてゐる。

即ち針葉樹に於てはテウセンマツ(紅松果松裸松)テウセンモミ(杉松沙柏柏松)テウセンタウヒ(魚鱗松)エゾマツ(魚鱗松)ダフリカカラマツ(黄花松)テウセンカラマツ(黄花松)タウシラヘ(臭松)マンシウアカマツ(油松)、潤葉樹ではカウライミヅナラ(柞樹)モンゴリナラ(柞樹)アムウルシナノキ(椴樹)マンシウシナノキ(椴樹)オニメグスリ(寧新子)マンシウカヘデ(白牛)ヤチダモ(水曲柳)イタヤカヘデ(色樹)ハルニレ(榆樹)オヒヨウニレ(榆樹)キハダ(黄玻璃)マンシウクルミ(楸樹)テウセンヤマナラシ(白楊樹)ドロノキ(青楊樹)シラカンバ(楚樹)オホミノニレ(黄榆樹)カライヌエンジュ(槐樹)マンシウハシドイ(跑馬子)ヤマナシ(梨樹)等である。

而して針潤混淆歩合は大體五對五乃至四對六なるが、針葉樹には紅松最も多く且廣く分布し、テウセンタウヒ、テウセンモミの兩者は前者に伴ひて混生してゐる。タウシラヘは其の蓄積遙に紅松に及ばぬが前三者と混淆することが多い。興安嶺に於ては山腹の乾燥地にこの種の美林を見ることが出来る。

樹種の分布につき一言すれば、滿洲は其の土地廣大にも拘らず森林地帯に於ける氣候は左程大なる開きはない。故に水平的には偶々同様の景觀を呈してゐる。垂直的には

- (1) テウセンカラマツ林(矮林型) 一九〇〇米以上、白頭山以外に見ない。
 - (2) タウシラヘ潤葉樹林 九〇〇—一九〇〇米、但し北面は七五〇米迄下り、南面は二、〇〇〇米迄昇ることあり。
 - (3) 白松(テウセンハリモミ、テウセンタウヒ、エゾマツ)潤葉樹林 七〇〇—二〇〇〇米、粘土質の林地に多い。
 - (4) テウセンマツを交ふる白松潤葉樹林 七〇〇—八〇〇米、砂地の林地に多い。
 - (5) テウセンマツ潤葉樹林 三〇〇—六〇〇米の砂質地に存し滿洲の森林中典型的のものなり。
 - (6) 白松を交ふるテウセンマツ潤葉樹林 三〇〇—六〇〇米の粘土地に多い。
 - (7) 南西面急傾斜地 七〇〇米以下、潤葉樹林なし。
 - (8) 溪間林
- 1 古き沖積土上に成立せる針潤林

2 新しき沖積土上に成立せる潤葉樹林

3 沼澤地に成立せる落葉松林 之が乾燥するに従ひ白松、テウセンマツの密林となる。

以上は原生林の概況なるが之に一度斧鉞山火を受ければ情況激變する。即ち人煙遠き處では一帯の原野となり一の林影さへ見ず、河川に沿ひて數里進めば草原盡きてサンザシ、ハシバシ、モンゴクナラ等の矮林型のものを見、次で潤葉樹を主とする散生林を現出し、更に強度の擇伐跡地たる針潤混淆林を経て上流に進むに従ひ漸次針葉樹の數を増し、分水嶺乃至水源地帯に至り漸く蒼然たる原生林型を見得る。

二、木材の需給狀況

滿洲は三千萬の人口を有し、冬季の嚴寒なるに拘らず家屋の構造に木材を要すること少きこと、木材を原料とする工業の發達を見ざること、木材以外の燃料の豊富低廉なること等の原因より木材の消費は日本に比し著しく少い。即ち家屋は土と煉瓦を主とし、燃料には高粱包米の桿を用ひ、尙石炭は廉價に供給せらる。従て用材として日本に於て年五千萬石を要するに比し、滿洲に於ては僅に五百萬石、木炭にては前者の五億貫に對し後者三百四十萬貫に過ぎない狀況である。然し乍ら將

來に於ける人口の増加、文化向上に伴ふ生活様式の變化、パルプ工業の發達等の將來を豫想するときには木材の需要の増加著しきものあるであらう。

最近に於ける木材の需給狀況を見るに、建國前年度に於て

生 産	三、六八二、〇〇〇石
輸 出	九八七、八〇〇石
輸 入	六六八、五〇〇石
消 費	三、三六一、七〇〇石

であつたが、大同二年度に於ては輸出二百九十萬圓に滿たぬに反して輸入は一千萬圓に垂々とし之を石に換算すれば六十五萬石見當の輸入超過となつた。更に康徳元年度は五月に於て輸出四十四萬圓、輸入六百八十萬圓なる數字を示して居る。木材生産量を三百萬石とせば今年度木材消費量四百萬石は動かぬ所であらう。

三、林政上の施設及施政

1、舊政權時代に於ける森林政及森林管理

清朝時代に於ては滿洲は所謂皇祖發祥の地として長く封禁の政策を取り漢民族の入關を許さず反つて滿民族の支那本部移住を奨励したため森林も斧鉞を知らず鬱蒼たる原始林を保つて居た。而して森林管理機關も別に見るべきもなく従つて其の經營も何等施す所がなかつた。然るにロシアの南下政策は清朝の惰眠を破り、之に備ふるため政府は移民を許可したが、更に山東饑饉の突發は益々其の勢を助長し其の爲に滿洲に於ける人口は急速に増加し従つて森林の荒廢漸く急を告ぐるに至つた。こゝに於て民國元年に至り初めて東三省國有林發放規則を公布した。同規則は國家が直接經營する場合以外の國有林拂下に關して規定するものであつて、拂下は林木に限り、又其期限は最長二十ケ年（五ケ年を普通とす）、面積二百里以内に限り許可し、伐採に際しては母樹として一畝につき徑一尺以上のもの二三十本を保存し拂下費としては踏査費、許可費、木稅、山份稅を納入するを要した。

之により森林收益を擧げると共に濫伐を抑制し林力の保續を圖らんとしたが反つて林場の設定簇出し森林の破壊を助長する結果を招いた。

民國三年には森林を公布し「所有者なきこと確實なる森林及法律により國有に歸すべきものは總て國有林に編入す」と國有林の定義を下し、又保安林、林業獎勵、公私有林野監督罰則等を設けたが殆ど適用されなかつた。國有林の定義に關しては前述の如くであるが實際は遼寧省國有林野整理暫行章程（民國十八年）に明記した如く 一、確に業主なきもの 二、確實なる林木所有權の執據を有せずして單に慣習上團體或は個人の占有と認められて居たもの 三、林木の生長以後に於て林地の所有權を取得せるもの、之等總てを國有林に編入したものの如くである。此の趣旨は既に清理奉天國有林簡章（民國八年）吉林省領有地照者承領地上森林辦法（民國九年）哈爾濱木石稅費總局查禁私慾森林辦法（民國十三年）等に限定せられてゐる。

之によれば人工的に造林を行ふに非ざれば私有林は成立しない事となり事實上私有林の存在を否定したものである。此等國有林の管理機關を見るに中央政府に農商部（後、農工部となる）あり、實行官廳として黑龍江省並に吉林省に森林局（民國七年十二月設置）あり、國有林の經營、拂下及監督、測量、調査、金員の徵收、警備等の事務を管掌し又地方廳に夫々擔任者があつて木稅の徵收、森林拂下等を行つた。一方森林局の下には森林分局あり専ら國營林場の管理經營に當つた。而して經營上に何等の見るべきもなく其の行ふ所は木稅の徵收と盜代の豫防に過ぎなかつた。民國十八

年二月實業廳を改稱し、農鑛廳とすると同時に森林局を廢止し、其事務を農鑛廳に移管した。奉天省に於ては實業廳の下に林區駐在所（民國七年設立）あり、國有林の管理及測量、伐木の検査及指導、森林保護、國有林管理費の徴收業務を行つた。現場には檢木所を設けたけれど前者と同様實績舉らず建國に及んだ。

尙北鐵東部沿線の森林は其開發の沿革に於て古く又其伐採の法律關係が特殊のものである爲從來其の管理機關も亦異つてゐる。初め木植公司（光緒二十五年吉林省城交渉局に附設さる）が管理に當つたのであるが、後二三の變遷を経て民國五年より哈爾濱木石稅費總局の管掌するところとなり、建國後も同様である。（但し哈爾濱木石稅捐局と改稱す）

2、建國後の施設

我が政府は建國以來諸制度の改革を實施するに當り林政につきても方針を定め中央及地方に於ける機關の整備充實を計り林業の合理的經營のため着々施設を行つてゐる。

イ、中央機關

建國當初より林野行政は實業部の所管に任じ先づ農鑛司を置いて此を司掌せしめ、次いで鑛務司

の獨立と共に農林司に管掌せしめ、康徳元年三月十五日林務司を獨立せしめ専ら林野行政並國有林の管理經營に當らしむることゝなつた。

國有林野管理經營の實行に關しては初めは實業部直轄の實行機關を缺いたため止むを得ず各省實業廳及び縣に之を委託したが實績舉らざりしを以て直轄機關を設置するの要を認め、大同二年十月に至り吉林官銀號の林場を國家に回收したる機會を以て翌三年一月十八日實業部直轄機關たる森林事務所の官制を公布し同年二月三日吉林省額穆縣蛟河及敦化縣敦化に森林事務所を設置し同林場を管理せしめる事になつた。同日又吉林省政府の所管にかゝる延輝和汪森林事務所を實業部に移管し延輝森林事務所と改稱し延吉縣延吉に置いた。茲に初めて國有林國營の一端を實現し次いで三月七日五常縣五常及龍鎮縣北安鎮に森林事務所を開設し、同日海倫に六月九日黑河に北安鎮森林事務所出張所を設置した。

康徳元年度に於ては森林事務所を増設し、出來得る限り主要森林の管理經營に努むることとし、十月九日附を以て森林事務所官制を改正し今月九日附を以て海倫、黑河の兩出張所を事務所に昇格すると同時に十三森林事務所を新設しこゝに漸く森林管理機關の整備を見た。

全森林事務所の名稱位置管轄區域を表記せば左の如し

森林事務所の名稱、位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
敦化森林事務所	敦化縣敦化	敦化縣一圓
蛟河森林事務所	額穆縣蛟河	永吉縣一圓、額穆縣大部(牡丹江本支流域)、樺甸縣一部(松花江本支流域但松花江輝發河合流點より上流域を除く)、盤石縣一部(瑪馬河流域)
延吉森林事務所	延吉縣延吉	和龍縣及延吉縣一圓、汪清縣大部(嘎呀河流域)、安圖縣一部(豆滿江本支流域)
五常森林事務所	五常縣五常	舒蘭縣及五常縣一圓、額穆縣一部(拉林河流域)、葦河縣一部(牝牛河及沖河流域)
北安鎮森林事務所	龍鎮縣北安鎮	通化縣大部(占河及通肯河流域を除く)、龍鎮縣大部(鎮清河及科洛河流域を除く)
安東森林事務所	安東縣安東	鳳城縣安東縣及本溪縣一圓、岫巖縣大部(大洋河流域)、寬甸縣、輯安縣、臨江縣及長白縣大部(鴨綠江流域但し渾江流域を除く)、興京縣一部(太子河流域)
通化森林事務所	通化縣通化	桓仁縣及通化縣一圓、寬甸縣、輯安縣及臨江縣一部(渾江流域)
朝陽鎮森林事務所	海龍縣朝陽鎮	東豐縣、海龍縣、柳河縣、金川縣、輝南縣及清源縣一圓、興京縣大部(蘇子河流域)
撫松森林事務所	撫松縣撫松	盤石縣大部(輝發河本支流域)、西豐縣一部(清河流域)
		濛江縣及撫松縣一圓、樺甸縣一部(松花江本支流域但し松花江輝發河合流點より二道河頭道白河合流點迄)、長白縣一部(松花江流域)

安圖森林事務所

安圖縣安圖

安圖縣大部(松花江流域)、樺甸縣一部(松花江流域但し二道河頭道白河合流點より上流域)

琿春森林事務所	琿春縣琿春	琿春縣一圓
穆稜森林事務所	穆稜縣穆稜	東寧縣、密山縣及穆稜縣一圓、汪清縣一部(綏芬河流域)
寧安森林事務所	寧安縣寧安	寧安縣一圓
依蘭森林事務所	依蘭縣依蘭	依蘭縣及勃利縣一圓、方正縣一部(牡丹江流域)、樺川縣及寶清縣一部(王媽河流域)
通河森林事務所	通河縣通河	鳳山縣、木蘭縣、通河縣及延壽縣一圓、方正縣一部(松花江流域)
湯原森林事務所	湯原縣湯原	湯原縣一圓、羅北縣南半部(黑龍江第四谷哨所以下)
綏化森林事務所	綏化縣綏化	東興縣、綏化縣、綏稜縣、慶城縣及鐵嶺縣一圓、海倫縣一部(諾敏河流域)
海倫森林事務所	海倫縣海倫	海倫縣大部(諾敏河流域を除く)、通化縣一部(通肯河流域)
嫩江森林事務所	嫩江縣嫩江	嫩江縣大部(老萊河流域を除く)、龍鎮縣一部(科洛河流域)
黑河森林事務所	瑯琿縣黑河	瑯琿縣、漠河縣、鴨浦縣、呼瑪縣、奇克縣、遜河縣、烏雲縣及佛山縣一圓、羅北縣北半部(黑龍江第四谷哨所より上流)、龍鎮縣一部(鎮清河流域)、通北縣一部(占河流域)

口、地方機關

各省實業廳に農林科又は農務科があつて林業に關する諸施設を行ふて居る。奉吉黑三省の國有林

に付ては森林事務所が開設された結果今迄省の所管に屬して居た國有林管理機關、例へば奉天省の林區駐在所の如きは廢止され従つて其の事務は本部の直轄になつたわけである。熱河省には未だ森林事務所設置されず従つて實業廳に公私有林のみならず國有林の管理經營をも委託されてゐる。各實業廳に於て苗圃造林場の經營をなすものがあるが將來各地方に於ける公有林私有林の造成は其の必要に迫られて來るに従つて孰れも今後施設の擴充を要する次第である。

各縣には實業局あり又苗圃を經營するものがあるが豫算人員の不足より實情は極めて不振の状態である。

ハ、森林調査

我が國森林の状態を示す調査は非常に古いが局部的であつて、全貌を示す根據あり信を置くに足る調査が得難かつた。之は尤もな譯で交通機關に乏しく山地尨大で且つ匪賊に禍ひされたのみならず舊政權は左程眞剣に森林の價値を考へて努力もしなかつたから無理もない次第である。

現況に於ても地上の調査に當つては同様の困難に遭遇するの止むを得ないものがあるが、今日では飛行機に依る調査に依つて之を達成し得る。政府は大同二年四月北滿地方の林野概況を航空視察

に依つて調査すると共に康徳元年度に於ては航空寫眞に依る調査を行ふ事とし、七月下旬より之が實行に入り奉天省四縣、吉林省二十一縣の森林の内主要なるもの百五十萬陌の撮影を行ふ豫定の下に目下進捗中である。尙右寫眞に依り作製せらるべき地圖に基き得らるべき森林實體を一層明瞭ならしむる爲實地に標準地を選定して其の調査を行ふ計畫であつて十一月以降各地に調査員を派遣する豫定である。

二、林場權の整理

我國林野に設定せられたる各種權利を規整する事は林制を確立する上に於て重要な事項であつて就中急を要するは林場權の整理である。

茲に林場權と謂ふは内國法に基く長期の國有林伐採權であるが舊政權當局の措置宜しきを得なかつた爲め極めて亂雜な状態に陥り、權利重複牴觸し而も林場權者は實際は國有林の伐採に従事せず森林勞働者をして自由に之を伐採せしめ林場權は徒らに坐して山份を取立つるのみ。従つて伐採は合理的に行はれず森林を荒廢せしめたる實情に鑑み之を整理するの緊要なるを認め、政府は康徳元年六月九日勅令を以て林場權審査法を公布し伐採許可證即ち執證を提出せしめ目下審査中であるが

近く其の決定を見る筈である。

ホ、國有林野管理經營

國有林野の管理經營に付ては前述の通り二十箇所の森林事務所が取敢ず之に當る事になつて居るが合理的經營を行はんには先づ完全なる施業案を編成せねばならぬが之れは森林の調査が完了する迄は到底不可能である。林産物の處分に付ても治安尙定まらざる今日に在りては官行所材は勿論完全なる立木拂下すら實行が出来ないので、己むなく拂下出願に當り豫め數量を統制し搬出する木材を検査して木代金を徴收して居る。此の方法に依れば搬出量は統制出来ても伐採量には何等手を觸れる事が出来ぬから優良大徑木の搬出のみを計り長大なる疵材未木材を山地に遺棄することゝなり、國家經濟上其の不利甚大なるのみならず他面山火の發生をも助長することになるので之が是正に付研究中である。

我が國森林の荒廢は無統制の濫伐に起因する處甚大であるが他面森林火災が一層其の勢を助長せしめた事も輕視出来ぬ事實である。目下森林保護に關しては盜伐誤伐の防止に付ては森林事務所の設置に依り相當の効果を擧げて居るが更に其の徹底を期するには之等設置の擴充を計ると共に森林保護區の設定森林愛護團體設置獎勵の要を認め研究中である。

ヘ、植樹獎勵

我國には熱河省內を始め荒廢地が多いが之等を復舊することは國土保安上より見るも國家の經濟上より見るも是非必要である。又荒廢地ならざるも農地牧野の保護のため防風防砂林を設定し、地方需要の薪炭材自給の爲薪炭林の造成をなす等は農民の經濟又は保健上より見て大切である。故に是等の造林を行ふには先づ民衆の愛林思想植樹思想を涵養せねばならぬ。

植樹獎勵に付いては民國時代大統領令を以て之が實施に努めて來たが効がなかつた。滿洲帝國成立を契機とし穀雨の日を期して植樹節を設定し大いに其の勢を助長せしむる事とし大同二年度に於て各省と協力し苗木一萬本の配布を行ひ學校苗圃の設置を獎勵し康徳元年度に於ては更に之を増額し組織的計畫の下に其の實行を繼續する見込である。尙既に楡の種子を各省實業廳、各森林事務所を通じて學校に配布せしめ苗圃設置を促進した。

ト、農林技術員養成所の設置

産業獎勵の成否は指導者に負ふ所甚大であることに鑑み、康徳元年十月寬城子に農林技術員養成

所を開設し將來技術官たるべき日滿人を收容して目下養成中である。養成期間は六ヶ月で農林業に關する諸般の教育を施し將來國有林の經營及公私有林の指導獎勵に當らしめる見込である。

林場權整理法制定に就て

實業部總務司長 高橋康順

第一 本法制定の趣旨

我が滿洲國に於ける國有森林面積は其の正確なる數字を擧ぐることは出來ないが舊東三省所屬のものゝみにも約三千六百萬陌と推定されて居る。由來滿洲は清朝發祥の地であり清朝歷代は所謂四禁の制の下に之を封禁の地として濫りに植民開拓を許さず保護を加へ來つたので、其の一帶は鬱蒼たる森林に被はれ眞に樹海の觀があつたのである。併しながら支那本部特に北支の人口稠密を加ふるに及び滿洲も亦時の勢に押され其の開放の己むなきに立至つた。其の端緒は嘉慶の頃に始まり同治の頃に至つて甚だしく更に清末に及んでは各省は招墾の法を講ずるに到つたのである。此は主として露國の南下策に對應する邊境維持の政策から爲されたものであり、拓殖計畫としては幾多の不備を伴ひ、殊に森林經營の方面に於ては何等の考慮も拂はれなかつた。

其の結果東三省の千古の美林は唯荒廢の一路を辿るのみであつたのである。爾來露國は其の鐵道

沿線に幾多の森林利権を獲得し専恣なる伐採を続け、民國に入つては亦森林は東北軍權及官憲の無節制なる發放に委ねらるゝこととなり、遂に利権の犠牲となつたのである。

所謂林場とは斯くして特定人に對して林木の伐採を許可せられたる特定地域を稱するのであつて其の成立には鴨綠江採木公司關係林場、中東海林公司關係林場等の如く條約或は特殊協定に基くものもあり、又國有林發放章程に據るもの如く法令の規定に依り設定せられたものもある。此等の林場中條約又は特殊協定によるものを除き法令に基き設定せられたものは實に二百五十五件の多きを數へ、其の面積約十二萬七千餘方支里に及ぶ廣大なものである。

而して此等林場は國有林内に錯雜紛在し或は甲乙林場の重複するものあり或は其の境界の明かならざるものあり、或は其の位置の判定にさへ苦しむものあり、斯くて林場權者間の紛争屢々起り林業經營上の一大支障たるのみならず當局の國有林管理も亦其の徹底を期すること全く不可能なる状態にある。

加之、林場權者は或は禁を犯して私かに其權利を移轉し自らは安居して其の責任を忘れ、或は單に利権に寄食し安居して其の義務を怠り利益の赴く所濫伐至らざるなき有様であつて、さなきだに貧弱なる森林資源を蝕盡し林地を荒廢し、延ひては水源を枯渴し各種産業の發展を阻碍するは必然

の歸結である。

滿洲森林の蓄積は人により其の見所を異にするが最近調査の推定によれば針調合せて五十億石を出づること多からずと言ふ。而して其の森林大部分は交通不便利困難なる奥地に存在することを思へば今後益々木材の需要増進を約束せらるゝ我國の木材供給は誠に寒心に堪へぬものがある。故に現存の森林は極力之が保護の方法を講じ山火、濫伐を防遏すると共に他面森林資源の造成に努力せねばならぬ必要に迫られて居る。併しながら木材は國民日常生活の必需品である。徒らに消極的保護若くは造林にのみ偏するを得ない、貧弱なる蓄積の内からも相當量の伐採を行はねばならぬ。貧弱なる我國森林の伐採は極度に集約化せられねばならぬ、木材市場の關係に於ては伐採は統制せられねばならぬ、之等の關係からも亦林場權は解消せられねばならぬ運命にある。建國當初已に國有林は國家に於て直接經營の方策を立て爾來其の機構充實に努めて來たのであるが茲に漸く其の計畫の緒に就くを得、先づ國有林經營の一大障碍たる林場權の整理を行はんがため林場權整理法を制定した次第である。

林場權は本法に依りて整理されるのであるが從來國有林に於て事業を營む者に對する營業の保護

に就ては勿論當局に於て缺ぐる所なきを期して居る。

第二 本法の概要

本法は主文十一箇條附則二箇條からなつて居る極めて小さい法律である。本法の適用を受くる林場権は條約又は特殊協定によるものを除いた全部であつて即ち國有林發放章程、遼寧省國有林整理暫行章程、吉林章墳發臨時執照簡章及民國十三年黑龍江省森林局布告第四號に依據して許可せられた國有林の林木を伐採する權利である。

林場権整理の方法としては先づ伐採許可證即ち執照の審査をなすことにした。

審査機關は第一次に於ては奉天、吉林、黑龍江省に於ける分は實業部大臣、興安總署管下の分は興安總署長官である。第二次に於ては總て林場権審査委員會に於て之を處理する。審査は林場権の存否、林場の所在、及其の區域につき之れを爲すのである。審査を受くる爲めに林場権者は實業部大臣又は興安總署長官の指定する期間内に伐採許可證(執照)に林場圖を添付して林場権の審定を申請せねばならぬ、若しも指定期間内に其の申請を爲さざるときは林場権は消滅する。(第三條第一項) 審査の手續に就いては別項に之を述べる事とする。

本法に於ては別に一箇條の監督規定を設けたが、第十條が即ち夫れである。即ち之によれば實業部大臣又は興安總署長官は國土の保安又は森林資源保護の爲め材木の伐採に關して林場権者に對し必要なる命令を發する事が出来る、若し其の命令を遵奉しない場合は所管官廳は其の伐採許可を取消すことが出来る。

第三 審査の手續

一 林場権審定の申請林場権者は林場権の審定を所管官廳(實業部大臣又は興安總署長官)に申請せねばならぬ。申請の期間は所管官廳之れを定め之を公告する。申請の爲には伐採許可證に林場圖を添付して提出せねばならぬ。

右の申請は所管各省長又は興安分省長を経由せねばならぬ。林場権者所在不明其他の事由により右の申請をなすこと能はざる場合は伐採許可證を所得する者に於て之れをなすことが出来る。

指定期間内に右の申請をなさざるときは林場権は消滅する(第三條)。單に申請書のみ提出で伐採許可證林場圖の提出なき場合は申請を却下さるゝ事なしとしなす。蓋し之れなくしては審査は不

可能であるからである。

申請の際提出する伐採許可證及林場圖は本書を提出することを要する寫又は寫眞の類では不可である。

二、林場權審定の申請ありたるときは實業部大臣又は興安總署長官は林場權の審定を行ふ。

審定は林場權の存否、林場の所在及其の區域につきて之を行ふ。所管官廳林場權の審定を爲したるときは之れを申請者に通告するの外二十日間之れを公告し、一般に周知せしめる。(以上第四條)

三、實業部大臣又は興安總署長官の審定に不服ある者は林場權審査委員會に其の決定を請求するこゝとが出来ぬ。

右の請求を爲す場合は不服の理由を具陳せねばならぬ。

此の請求は審定の公告期間満了後二十日以内に爲すを要する。期間經過後の請求は受理せられない従つて審定は確定する。(以上第五條)

因に林場權審査委員會は國務總理大臣の管理に屬し委員長及九名の委員を以て組織されてゐる。

四、林場權決定の請求ありたるときは林場權審査委員會は之れを審査し決定する。

此の決定は理由を附したる文書を以てなされる。

決定ありたるときは其の文書の謄本を不服を申立てた者に交附される。決定は公告し一般に周知せしめる。(以上第六條)

林場權は決定によりて確定し決定は絶對的であつて異議の申立を許さない。(第七條)

五、林場權は右の如き手續を経て確定することになり其の確定したるときは實業部大臣又は興安總署長官は新たに伐採許可證を交附するのである。故に本法手續終了後に於ては舊伐採許可證は全部無効のものとなる譯である。従つて從來往々行はれた伐採許可證を種とした各種の詐欺的行爲は豫防されることになる。

新たに交附する伐採許可證の有効期間は原伐採許可期間の残存期間であることは勿論である。

六、本法による林場權の消滅、審定は之れを公告する。

七、本法施行以前に伐採許可證の提出をなしたるものは本法によりて提出したるものと看做され

る。

従つて已に伐採許可證を提出した者は審定申請の懈怠によつて林場權の消滅することを免れ得る。但し林場圖の提出なきものは速に林場圖を提出するを要する。

八、林場權整理の爲めには官廳其他の書類の提出を要求されることがある。之等の書類の提出を命ぜられた場合は速かに提出するを要する。

(附) 林場權整理法

第一條 本令ニ於テ林場權ト稱スルハ國有林發放章程、遼寧省國有林整理暫行章程、吉林省環發臨時執照簡章及民國十三年黑龍江省森林局佈告第四號ニ依リ許可セラレタル國有林ノ材木ヲ伐採スル權利ヲ謂フ

第二條 林場權者ハ實業部大臣ノ指定スル期間内ニ伐採許可證ニ林場圖ヲ添附シテ所管省長ヲ經由シ實業部大臣ニ林場權ノ審定ヲ申請スヘシ

林場權者所在不明其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ申請ヲ爲スコト能ハサルトキハ伐採許可證ヲ所持スル者前項ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ期間ハ之ヲ公告ス

第三條 前條第一項ノ期間内ニ伐採許可證ノ提出ナキトキハ林場權ハ消滅ス

前項ノ規定ニ依リ林場權消滅シタルトキハ之ヲ公告ス

第四條 伐採許可證ノ提出アリタルトキハ實業部大臣林場權ノ存否林場ノ所在及其ノ區域ニ付審定ス前項ノ審定ハ之ヲ申請者ニ通告シ且二十日間公告ス

第五條 前條ノ審定ニ不服アル者ハ其ノ理由ヲ具シ前條第二項ノ公告期間滿了後二十日以内ニ林場權審査委員會ニ其ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

林場權審查委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 林場權審查委員會ノ決定ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ謄本ヲ不服ヲ申立テタル者ニ交付ス

前項ノ決定ハ之ヲ公告ス

第七條 林場權ハ第五條第一項ニ定ムル期間内ニ不服ノ申立ナキトキ又ハ林場權審查委員會ノ決定アリタルトキ確定ス

第八條 林場權確定シタルトキハ實業部大臣新ニ伐採許可證ヲ交付ス

第九條 前條ノ伐採許可證ニ記載セラレタル林場權ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得ス

第十條 實業部大臣ハ國土ノ保安又ハ森林資源ノ保護ノ爲林場權者ニ對シ材木ノ伐採ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ命令ニ從ハサルトキハ實業部大臣ハ伐採許可ノ取消ヲ爲スコトヲ得

第十一條 本令ニ於テ實業部大臣及省長トアルハ興安省ニ在リテハ興安總署長官及興安分省長トス

附 則

第十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本令施行前已ニ伐採許可證ヲ提出シタル者ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

中央卸賣市場法制定に就て

實業部總務司長 高橋 康 順

都市の發達に伴ひ之に對する生鮮食料品の配給機關の整備を圖ることは都市民の生活安定上最も必要なる事項に屬するのである。

然るに滿洲に於ける食料品配給の現状は滿鐵附屬地を除き（滿鐵附屬地の卸賣市場も規模並設備等に於て甚だ貧弱にして中央卸賣市場としての機能を完全に果すには未だ不充分である）卸賣市場らしき市場無く數多の卸賣業者が軒を並べ其の間何等の統制なく各自別個に自己の得意先たる仲買人及小賣人と秘密の相對賣買を行ひ居るに過ぎないのである。從て各卸賣業者間の賣買値段が區々にして一定せず且販賣値段及販賣數量が公表せられざる爲消費者に對しては小賣値段の是非を判斷することを困難ならしめ、出荷者に對しては委託物品の賣買値段及賣買數量が果して公正なりや否やに付危懼の念を抱かしめ、優良品を供給することを躊躇せしめると謂ふ状態に在るのである。又

各卸賣業者間に何等の統制聯絡無き爲食料品の配給を調整すること不可能にして一朝事ある際に市民の生活を不安ならしめる危険も充分あるのである。

依て斯る弊害を防止し市民生活の安定を圖らんが爲先進各國の例に倣ひ國內主要都市に中央卸賣市場を設置せしめ、食料品配給の合理化を圖り新鮮なる食料品を公正妥當なる價格にて供給せしむると共に、衛生設備を充分に講せしめて都市民の保健に任じ厚生の実を擧ぐるを期せむとした次第である。

本法制定の理由は上述の通りであるが中央卸賣市場の設置に當つては市場の公益性に鑑み之が開設者は原則として地方公共團體とし已むを得ざる場合に於ては公益法人をして之に當らしむるの趣旨を宣明したるが、卸賣業務に付ては關係取引業者を中心として組織したる團體をして行はしむる様誘導し従来の卸賣業者の營業權を充分に尊重する方針である。尙從來の弊害多き秘密相對賣買を廢止し市場に於ける賣買は糶賣の方法に依らしめ公正なる價格を公定せしむると共に其の販賣價格及數量を公示せしむることとし、以て消費者たる市民並出荷者雙方の利便に副ふ様企圖したのである。而して他方本市場の公益的機能を充分に發揮せしむる爲場外市場行爲を禁止し及從

來の中央卸賣市場類似の業務を爲す市場は之を閉鎖せしめ、閉鎖せられたる市場の開設者及卸賣業者に對しては損失補償の途を拓き以て市場設置の使命の貫徹を圖ると共に從來の營業者の保護に缺くる所無きを期せむとしたのである。

而して中央卸賣市場は敍上の公益的使命に鑑み可及的速に國內主要都市より全滿の各都市に普及せしむる方針なるが、現在の所市場設置計劃の最も具體的に進捗しつゝあるは哈爾濱特別市にして早晚開設の運びに至る模様であり、其の他新京、奉天、吉林等に於ては目下計劃中に屬する趣である。

(附) 中央卸賣市場法

- 第一條 本法ニ於テ中央卸賣市場トハ地方公共團體又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ公益ヲ目的トスル法人カ魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果實ノ卸賣ヲ爲ス爲實業部大臣ノ指定スル區域内ニ於テ本法ニ依リ開設スル市場ヲ謂フ
- 中央卸賣市場ニ於テハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ニ掲クル物品ノ一部ノ卸賣ヲ爲サス又ハ其ノ他ノ日用品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 中央卸賣市場ヲ開設セムトスルトキハ業務規程及事業計畫ニ關スル書類ヲ具シ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ中央卸賣市場ノ分場ヲ設置セムトスルトキ亦同シ
- 第三條 左ニ掲クル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
- 一、中央卸賣市場ノ取扱品目
 - 二、中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手数料

三、卸賣業務ヲ爲ス者ノ收受スル手数料

- 第四條 規程又ハ實業計畫ノ變更ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第五條 實業部大臣必要アリト認ムルトキハ第二條ノ規定ニ依リ認可ヲ與フルニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得
- 第六條 中央卸賣市場ノ開設アリタルトキハ其ノ取扱品目ニ付當該指定區域内ニ在リテハ市場以外ノ場所ニ於テ卸賣市場行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 第七條 中央卸賣市場開設ノ際其ノ取扱品目ニ付當該指定區域内ニ於テ中央卸賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場アルトキハ實業部大臣ハ其ノ閉鎖ヲ命スヘシ
- 第八條 中央卸賣市場ノ開設者ハ前條ノ規定ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者及卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ損失ヲ補償スヘシ
- 前項ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ實業部大臣ノ裁決ヲ求ムヘシ實業部大臣ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ九十日内ニ法院ニ出訴スルコトヲ得

第九條 中央卸賣市場ニオイテ卸賣ノ業務ヲ爲サムトスル者ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 前條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ保護金ヲ納付スヘシ

第十一條 開設者ハ中央卸賣市場ノ收受スル使用料、保管料及手数料ニ關シ保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

前項ノ優先權ハ第十二條ノ規定ニ依ル優先權ニ優先ス

第十二條 第九條ノ規定ニ依リ卸賣業務ヲ爲ス者ニ對シ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル者ハ販賣又ハ販賣ノ委託ニ因リテ生シタル債權ニ關シ其ノ卸賣業務ヲ爲ス者ノ保證金ニ付他ノ債權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第十三條 中央卸賣市場ニ於テ爲ス賣買ニ付テハ躰賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限りニアラス

第十四條 中央卸賣市場ニオイテ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ開設者ニ對シ賣買値段及取引高ヲ報告スヘシ

第十五條 中央卸賣市場ニオイテ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ其ノ業務ヲ行フ中央卸賣市場ニオイテ自己ノ取扱品目ノ部類ニ屬スル物品ノ仲買業務ヲ爲スコトヲ得ス

第十六條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ第九條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ其ノ業務ヲ停止シ若クハ千圓以下ノ過怠金ヲ課シ又ハ賣買ニ参加スル者ノ入場ヲ停止スルコトヲ得

第十七條 實業部大臣必要アリト認ムルトキハ中央卸賣市場ノ構造、設備、業務又ハ財産狀況ノ報告其ノ他ニ關シ事業ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 實業部大臣ハ開設者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハコレニ違反シタルトキ、業務規程ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一、第二條ノ規定ニ依ル認可ノ取消
- 二、中央卸賣市場ノ業務ノ停止
- 三、中央卸賣市場ノ役員ノ解任

四、卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務許可ノ取消又ハ業務ノ停止

第十九條 實業部大臣必要アリト認ムルトキハ官吏ヲシテ開議者又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ノ業務及

ヒコレニ關スル帳簿、財産ソノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十條 中央卸賣市場ノ廢止ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條 實業部大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ省長ニ委任スルコトヲ得

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ有期徒刑又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第六條又ハ第十五條ノ規定ニ違反シタル者

二、第七條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者

三、第十四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス又虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第二十三條 第一條ノ法人又ハ第九條ノ規定ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者第十九條ノ規定ニ依ル検査

ヲ受クル場合ニ於テ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若クハ忌避シタルトキ又ハ検査ノ際當該官吏ノ尋

問ニ對シ答辯ヲ爲サス若クハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 第六條第七條第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ違反シタル者未成年者又ハ禁治産者ナル

トキハ前條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未
成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 使用人其ノ他ノ従事人第六條、第七條、第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ違反スル行爲

ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲者ヲ罰スルノ外使用主ヲモ處罰ス

第二十六條 法人ノ使用人其ノ他ノ従業員法人ノ業務ニ關シ第六條、第七條、第十四條又ハ第十五

條ノ規定ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲者ヲ罰スルノ外該法人ノ役員又ハ業務ヲ

執行スル社員ヲモ處罰ス

法人ノ役員又ハ業務ヲ執行スル社員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ社員又ハ役員ヲ處罰ス

第二十七條 第二十五條及前條第一項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受クヘキ使用主、役員又ハ社員カ當該違

反行爲ヲ防止スル途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セス

附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

滿洲觀象事業に就て

中央觀象臺長 後藤 一郎

四六

凡そ一國の國防、産業、交通等の根本方針を確立し之を遂行する爲には各種氣象要素の適確なる資料に俟つ所多大なるは勿論なるが、從來滿洲國內に於ける觀象機關は僅かに關東廳及滿鐵に於て主として鐵道沿線の要地に設置しあるに過ぎず、而も其の規模小にして且つ南滿洲に限られ北滿洲及熱河蒙古方面には其の施設無く従つて其の氣象状態は殆んど不明なりと謂ふも過言に非ず。而して滿洲の地たるや從來臘氣に分明せる事實に徴すれば比較的氣候溫和なる半島部より北滿の極寒地方に亘り、又北西部の乾燥寡雨の地より東部の如き多雨陰濕の地方を包含し、國內の氣象甚しく複雑を極め決して一地方を以て他の地方を律する能はざるの状态にあり。其の上氣象業務の特性として相當長年月の觀測結果を綜合するに非ざれば適確なる調査資料を得る能はざるは特に注目を要する點なりとす。之れ滿洲國觀象機關の充實を急務とするの必要ある所以なり。

茲に於て建國早々其の計畫成り大同二年度豫算に創設費を計上し、大同二年十一月一日敕令第八十五號を以て中央觀象臺官制公布せられ始めて觀象事業の設立を見たり。其の機構の大要は新京に中央觀象臺を置きて全國事業の中樞機關となし、地方樞要の地に其の規模の程度に應じて地方觀象臺又は地方觀象所を設置して其の地方に關する業務を分掌せしむ。

而して中央觀象臺の管掌すべき業務は大凡左の如く分類するを得べし。

一、農業氣象

各種農産物の品種改良又は農業の科學的管理經營法の基礎を與へ或は大規模の水利灌溉事業等は
一に掛りて氣象と農業との相關に俟たざる可からず。

二、資源開發に必要な氣象

科學的施設を要する企業は氣象の諸要素分明するに非ざれば計畫遂行する能はざるものにして、
企業家をして計畫投資せしめ資源の開發を促進せしむるには氣象の正確なる統計極めて重要にして従つて投資誘致の爲觀象機關の整備は一日も忽にす可からず。

三、土木、交通、治水に必要な氣象

四七

道路、鐵道、都市計畫、水道設備、治山治水、航海運輸等土木事業、交通機關は氣象狀態明かなるに非ざれば支障なく實施經營すること能はず、雨量と河川の増水との關係を調査するは治水上最も必要なり。

四、森林氣象

森林と氣象とは密接なる關係あるものにして、惹いては治水の根本方針は森林氣象の精査に俟つ所多し。

五、一般生活に必要な天候豫測

日々の天候を豫測し新聞、ラヂオ、信號等に依りて公衆に周知せしめ、暴風豪雨の如き異常の場合には臨機警告を與ふるの必要は謂ふ迄もなかるべし。

六、航空に關する氣象

平時航空路上の氣象を觀測し天候豫想に依り航空機の發着並に飛行を安全容易ならしむるは勿論にして、戰時天候氣象を利用し航空隊の活動を敏活ならしむるは軍の作戰に重大なる影響を有するを以て、信頼すべき觀象機關の充實は極めて重要なるを痛感すべし。

七、軍用氣象

航空以外の一般科學戰に局地氣象觀測の緊要なるは戦近戰術の新傾向なり。

八、國曆の頒布、報時及天象觀測

觀象授時は古來王道政治の根幹をなし國曆頒布は國政重要事の一たり。又國內の時刻統一の爲正確なる時刻を各電報局停車場其の他に報ずることも忽にす可からず。其れが爲には諸種の天體觀測を必要とするのみならず、殊に太陽面活動の消長は地球上の氣象變化に密接なる關係あるを以て各種の天象觀測を實施するの要あり。

九、地震、地磁氣、空中電氣其の他地球物理學的觀測

此等は孰れも各文明國の協同的事業にして、單に國內のみならず國際的にも必要なる事項なり。

十、觀象技術員の養成

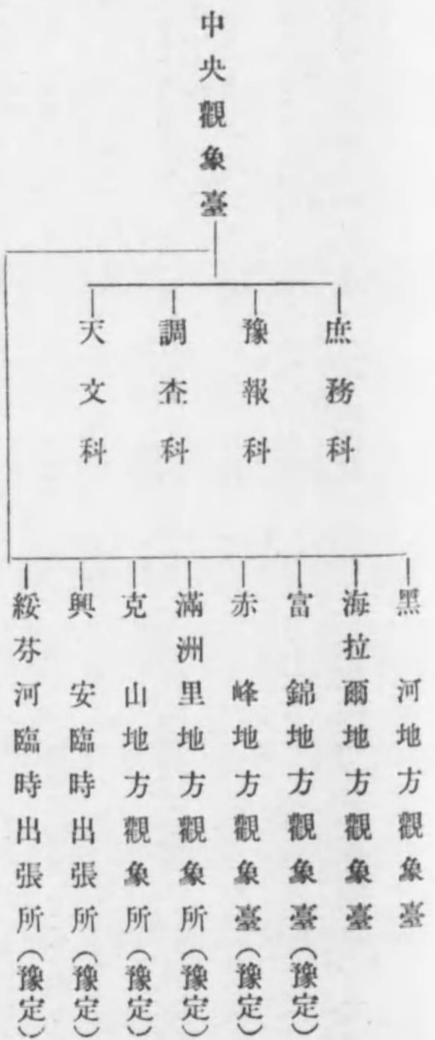
觀象機關の主要業務は特殊の學藝技術を要し、從來滿洲人にして此の技術を習得し經驗を有する者殆んど無きの現状は今後觀象事業の進展上一大支障を來す虞あるを以て、主として滿洲人の有爲なる青年を養成することも最も重要なる事項の一なり。

以上業務の内現在実施しつゝあるは滿洲に於ける氣象調査の一部と國曆時憲書の編纂頒布にして天候豫測及天氣圖の發行は其の準備已に成れるを以て十月より實施の豫定にして技術員養成も本年度内に着手の計畫なり。

觀測其の他の業務は職員の充實、器械の整備及廳舎建築の關係上次年度に繰越すの已むなき事情にあり。

地方施設としては黒河及海拉爾に地方觀象臺を設置し假事務所に於て實務を開始せり。尙本年度内には富錦と赤峰とに地方觀象臺を、滿洲里と克山とに地方觀象所を又綏芬河、興安の兩地には臨時出張所を新設することに決定し目下其の準備中なり。

滿洲國施設觀象機關の組織を表に示せば左の如し。



後藤臺長は去る十月九日出張の途次錦州に於て客死せられたが本稿は同氏が生前特に本篇に寄せられた遺稿である。

北滿農作物の現在と其將來に就て

黒龍江省實業廳長 盧 元 善

滿洲國は從來政治經濟産業等の總ての點に於て常に南滿洲及び北滿洲なる名稱によつて二分されて居るのであるが、之は別段確然とした區別がある譯ではなく、日露戰爭後日露兩國の勢力が自然に二分された關係から此言葉が生れ現在では之が一つの固有名詞となつて、其區域も漠然ながら吉林、新京、洮南を結ぶ地方より以北即ち黒龍江省と吉林省の北部を總稱して北滿と呼び、以南を南滿と稱する様になつて居る。

この北滿は面積廣大にして而も有望なる未墾地多く又氣候地質其他農業の自然的條件に恵まれ、滿洲國の穀倉として其將來の發展を約束されてゐるのであるが、其詳細なる内容に就ては未だ充分な調査研究が行はれぬ爲め目下漠然と其有望性が宣傳されてゐるのみである。

それ故當今の急務は一日も早く北滿に農業の有力なる指導機關と調査機關を設けて多數學者の努力に依つて北滿農業の基本的調査を始め、其經濟的關係や技術的研究を行つて、北滿農業の有望性

に就き正確なる判斷と方針を持つことが必要であると思ふ。

それで北滿の農業が果して有望であるか否かの點に就ての正確なる判斷は今後の調査研究に俟つこととして、此處には只現状より見たる北滿農産物の實狀と將來の發展性に就ていさゝか所見を述べてみたいと思ふ。

北滿に於て耕作される主なる農作物の種類は二十數種に上つて居るが、その内で最も主なるものは滿洲の五大農産物と稱せられる、大豆、粟、高粱、玉蜀黍及び小麦である。今北滿に於ける此等五大農産物の耕作面積と生産量に就き南、北滿を比較對照するに、

	(南)		(北)		(南北滿合計)	
	耕作面積	生産量	耕作面積	生産量	耕作面積	生産量
大豆	一七四	二一七	二四七	三〇五	四二一	五二三
高粱	二〇〇	三一九	一〇二	一三〇	三〇二	四五〇
粟	一一〇	一五三	一一二	一四三	二二二	三〇〇
玉蜀黍	六〇	一一三	二八	五八	八八	一七〇
小麦	一九	一八	一三九	一四〇	一五七	一五八

(耕作面積の單位は一萬ヘクタール(陌)、生産量の單位は一萬キロトン(噸)にして右表

は平年作と見らるゝ一九三一年度の實收推定量)

であつて結局北滿の大豆は全滿の收穫高の六〇%に當り、高粱は三〇%、粟は五〇%、包米は三五%、小麥は九〇%と云ふ割合になつてゐる。

その中北滿の農産物として南滿に優つてゐるものは大豆と小麥であつて、大豆は北滿が面積廣大なる關係上漸次其量を増す傾向があり、小麥は氣候風土が北滿に適する關係から其將來に多大の期待を掛けられて居る。その外粟、玉蜀黍、高粱等も生産高を年々増加して居るが、之等の大部分は自家食料或は飼料として消費されるものであつて實際農民の手より放れて市場に關係を持ち北滿農家の經濟を左右するものは前述の大豆と小麥に外ならない。將來この二つの作物は北滿農民と密接なる關係を持ち、之が消長は今後の北滿農民の動向を支配すると云ふも過言でないと思ひ次に此等作物の現状と將來の有望性に就て説明したいと思ふ。

一、大 豆

大豆は申す迄もなく、滿洲農産物の大宗であつて實に世界總生産額八〇八萬噸の六割即ち五二三萬噸を占め、滿洲生産高の八割は所謂三品「原料、豆油、豆粕」となつて海外へ輸出され、滿洲國

にとつて唯一無二の財源となつてゐるのである。

滿洲に於ける大豆栽培の急激なる増加は僅かに二十餘年間のことであつて、最初は日本向輸出が主であつたが其後次第に其販路を擴張し今日に於ては世界の市場を獨占した概がある。

之は近世に於ける世界農産界の一大驚異であつて、この驚異的發達は滿鐵の努力に負ふところ多大なるものがある。

栽培は始め南滿にのみ限られて居たが、次第に北滿に其耕作面積を増し、最近ではその生産高は北滿三、南滿二の割合で即ち北滿の三〇〇萬噸に對し南滿約二〇〇萬噸と云ふ状態になつて居る。北滿に於ても勿論大豆は農産物中第一位を占め、北滿農民唯一の現金收入として、其耕作の如何は農民經濟に重大な關係を持つて居る。恐らく未耕地の多い北滿に於ては日を逐ふて其面積を増大するものと思はれるが、之を生産的價值より見るときは、南滿に比し頗る劣り、北滿大豆將來の發展に暗影を投ずるものと思はれる。その主なる理由は、

- 1 北滿には南滿の如き農事指導機關なく、従つて大豆耕作に對する指導や改良が施されぬ爲め品質頗る低下し、北滿大豆の大部分は高價なる輸出向原料大豆として不適當なること。

2 需要地より甚しく遠ざかつてゐる關係上、鐵道運賃高率にして而も遞減性がない爲め輸送費は賣買價格の約八割餘を占め需要地に近き南滿地方に比較して利潤頗る少く僅かに生産費を割らざる程度にある事等である。

今其例として南滿に於て比較的需地より遠き四平街と、北滿の中心たる克山より需地大連へ同等品大豆を輸送する運賃を日本金に換算して比較するに、

大連、四平街の運賃は一噸に付九圓六六錢で克山、四平街の運賃は一噸に付二五圓八〇錢である。今大連の二月に於ける一噸の大豆の市價を六七圓九六錢とすれば、四平街にて之を賣る時は大連の市價六七圓九六錢より大連、四平街の運賃九圓六六錢を差引いた五八圓三〇錢にて賣り、克山にて之を賣る時は四平街の賣値より更に克山四平街間の運賃二五圓八〇錢を差引いた三二圓五〇錢にて賣らねばならぬ状態である。

生産費は北滿と南滿を比較すれば、寧ろ北滿に於て人夫賃高く、一般物資高く、従つて生産費も南滿より高くとも安からず、斯る不利な條件以外更に四平街の賣値より五割引の價格を以て（即ち四平街賣値の $\frac{1}{2}$ 、大連市價の $\frac{1}{3}$ の賣値）賣却せばならぬことは北滿農民の大豆生産に

對する大きな負擔となるのである。これは單に鐵道運賃のみにより比較したのであつて、之に特産商の手數料や、前に述べた品質の不良による價格の低下をも加へる時北滿農民の大豆耕作に對する不利なる條件は察知するに難からぬ。

然し平年作柄の年は僅かの利益に依つても生産費を割らずに耕作を續けて居たが、一昨年の水害と匪賊の害による約三一%（六二萬噸）の大豆減收と、更に續く昨年不作による三二%（六五萬噸）の減收と、大豆價格の暴落は（昨年三月に比し今年三月の市價平均は約三五%低下してゐる、即ち市價一〇圓のものは六圓五〇錢に低下したる譯である）遂にこの大豆耕作に對する不利なる條件を曝露し、生産費に對する非常な喰ひ込みとなり、北滿農民は實に豫想外の窮迫状態に陥つて、大豆を賣却するよりは寧ろ燃料として現地にて消費する方が有利なりと云ふ珍現象を呈したのである。

當時政府は之等農民救済の爲に一千萬圓を支出して春耕の資金を貸與したり、或は大豆販賣の利便を圖る爲に特産共同販賣會を設けたり、又地方税の引下げ實施等を圖つて農民の負擔輕減に努めたが一度破れた均衡は却々恢復すべくもなく、又一切の救済も徒勞に歸し、北滿の農民は目下非常

なる困窮状態に陥つてゐる。政府に於ては今春も更に三百萬圓の春耕資金の貸付を行ふこととし、目下實施中であるが、この貸付を終り次第更に恒久的金融策として北滿各地方に農業共同組合と云ふ所謂金融組合の簡單な組織を持つ機關を設置して更に新たな救済策を樹てんとして居る。

以上述べた大豆の減收と價格の低下は痛く北滿農民に大豆耕作に對する恐怖を起させたので、恐らく今年大豆耕作面積は例年の増加傾向に反して約二〇%程度の減少を來すのでなからうかと懸念してゐる次第である。

滿洲の土地は地力維持と輪作の關係から云つても、又北滿の特産物としても益々其耕作獎勵を爲さねばならぬ。大豆が斯かる反對の現象を呈しつゝあるのは實に運賃高率の一點にある爲であつて、この問題が有利に解決されぬ以上は北滿大豆の耕作は經濟的見地より見て將來の發展を約束することが出来ぬと云つても過言ではない。大豆の値下りに就ては、世界商品たる關係上或る程度の變動は今後共豫期せねばならぬ今日、この變動に依つて生産價を割らざる程度の耕作價値を鐵道運賃の割引に依つて償はねばならぬ事情になつて居る。

一般農民も北滿の自然的條件に恵まれてゐる事實を充分知悉し、其進出を目指しては居るが、横

はる運賃問題の難關を顧慮して逡巡してゐる状態である。

前に述べた大豆品質の劣悪なる點に就ては、今年度より政府當局に於て約百萬圓の經費を以て克山に農事試験場を設けて、主として小麥、大豆の改良に着手することになつたので、之等研究者の努力に依つて早晚改良されるものと見られるが、此運賃高率の改正無き限り北滿大豆の發展も必然に遅々として進まぬものと思はれる。

若し運賃の遞減が實現せぬ時は需要地を北滿に設くることであるが、之は輸出を主とする滿洲大豆にとつて決して當を得た方法ではなく又其經濟的價値を減ずるものであると言はざるを得ない。

二、小 麥

南滿の棉花、北滿の小麥と云ふ言葉は滿洲國の自給自足の爲に呼ばれる言葉であつて、之を氣候風土の點より見ても、將來此方針によつて栽培獎勵が行はれるものと思はれる。

事實現在の北滿に於ても、眞の特産物は大豆と小麥であつて、北滿の小麥耕作面積は一三九萬陌、收獲高は一四〇萬瓩で、其生産の大半はハルピンを中心とする四千餘の製粉工場と、北滿各地方に存在する磨坊によつて製粉され國內食料として消費されて居るが、猶ほ國內の需要量多く更に二七

萬噸程度の輸入をしてゐる状態である。

然し小麥の栽培は從來の成績と経験より見て頗る北滿の自然的條件に適し、將來の有望性を約束されて居るが、未だ何等技術的研究や改良を施されざる爲め五年に一度は凶作に遭ひ、農業の智識なき農民は小麥の有望なることは認めつゝも、猶ほこの危険を顧慮して積極的に其栽培を爲さざる状態である。

然るに今年の大豆價格の暴落に反して、小麥價格の高値は農民をして大豆より小麥へ轉換する希望を持たせ、最近政府に對し小麥種子の配給方を申出る傾向を生ずるに至つた。此の際政府は一日も早く小麥の改良増殖を圖るべく其指導機關を設けて小麥の奨励をなし、自給自足への方針をとらんとして居る次第である。小麥増殖計劃の腹案としては、今後二十年間に北滿の小麥栽培可能地約二七六萬陌に小麥の奨励を行ひ、約二七六萬噸の増産を圖り、現在の生産高一三六萬噸と併せて四一二萬噸（即ち三千萬石）を生産し自給自足は勿論、海外への輸出をも計劃して居るが、目下の悩みは、

1 栽培の技術に於て充分な研究が出来てゐない爲め現在の北滿小麥の品質が不良にして輸入小

麥の品質に劣ること

2 生産費高價にして而も安價なる輸入小麥に對抗し得ぬ點

であり、此後政府が小麥の奨励を爲す場合には價格の釣上げを必要とし同時に安價なる輸入小麥の防止策として關稅の改正を實行せねばならぬことであるが、然し小麥價格の變動は國民全般の經濟に直接影響がある爲めこの奨励による國內生産の増加と、輸入小麥防止による小麥市價の昂騰とが落ち合ふ點、即ち市價に多大の變動を及ぼさざる點の見極めをつけることが、小麥奨励に必要な現下の急務であると思ふ。

其他商取引機關の整備、製粉工場の改善統制、小麥奨励機關の充實等前途に横はる難問題は少しとしないが、此等は概して健全なる滿洲國の政治的歩みと共に次第に改善され、それに加ふるに技術的改良の努力に俟てばその前途は洋々たるものがあると確信してゐる次第である。

之を要するに、北滿農作物の現状は自然的條件に恵まれ亦農作物の有望なる將來を期待されて居り乍ら、技術的に何等の指導機關もなく亦改良も施されざる爲め經驗と模倣農業の域を脱せざる状

態にあるので、此點は今後の指導と技術的研究に俟つところ多大なる所以である。

特に作物別によつて現在の缺陷と將來に就て述べれば、大豆は品質劣等にして而も運賃高率なるが故にこの二つを併行して改善に當る必要があり、特に運賃遞減の實現は急務にして之を實行せずしては今後の發達は期し難く、又小麦は品質の改良が先決問題にして之が解決次第増殖計劃と小麦輸入税の改正とを合理的に實行することによつて相當の期待を持ち得るものと思はれる。

此外北滿には移住朝鮮人によつて水稻の栽培も成功を收め反當收量平均二石一斗、作付面積一六六〇〇陌、收穫高三四四七〇噶に達し將來の有望なることは充分に證據づけられて居る。

又特用作物としてのビート、煙草、亞麻、ホツブ等も試作的には成功して居るので之等も將來の經濟的研究と技術的改良とに俟つて北滿將來の特産物たる可能性を有し、殊に北滿に對する日本移民の前途に就て、此等新農産物の増殖獎勵が相當重要な問題として殘されてゐるのである。

從來栽培されて來た粟、玉蜀黍、高粱其他の作物にしても今後の研究によつては單なる原始農産物としてとなく有望なる工業原料として將來を期待さるゝ可能性あれば、北滿の農作物は今後の努力如何によつて眞に滿洲の穀倉たる眞面目を發揮する丈けの多大なる前途を持つものと言ひ得る。

滿洲國産業開發と實業部機構概説

實業部文書科長

美濃部洋次

一、序 説

二、實業部の組織

三、實業部の活動

四、結 語

一、序 説

六四

如何なる形態に依り構成さるる國家に於ても建國の始めに於ては先づ治安の維持に大部分の努力が傾注さるるを恆とし、治安維持に關し大體の見透付くに至り始めて産業興振に其中心を移すものである。我滿洲國に於ても建國第三年度を迎へ匪影も大約影をひそめるに至り此處に漸く國家の中心勢力は専ら産業興振に注がるる秋となつたのである。

滿洲國に於てこの産業興振を指導監督すべき機關こそ我實業部にして我等の使命の重大性を深く感ずる次第である。

二、實業部の組織

然らば如何なる機構に依り滿洲國産業の指導監督を爲すか。

實業部は國務院各部官制第三十九條乃至第四十三條の規定に依り其官制を定められて居り、官制第三十九條に述べられて居るが如く農産、林産、畜産、水産、鑛産、商業、工業、地質に關する事項を掌り、之等各産業部門を五司即ち總務司、農務司、林務司、鑛務司及工商司に依り分掌してゐるのである。

總務司は部内の全般に亘り總括的事務を掌り各司間の圓滑なる聯絡を計り部の活動の基本を定むるものであり、農務司は農業、畜産業、水産業、林務司は林業及狩獵に關する事項、鑛務司は鑛産に關する事項、工商司は工業、電業、貿易及會社に關する事項を掌るものである。(實業部組織一覽表を参照せられたし)

更に外局として次のものが存する。

一、中央觀象臺

農業其他一般社會に重要な關係を有する氣象觀測及曆に關する事項を掌るものであり、尙黑河・海拉爾(大同二年度)、富錦・赤峰(康德元年度)、の四箇所に地方觀象臺を、克山、滿洲里に地方觀象所を、綏芬河、興安に臨時出張所を有してゐる。

二、商 標 局

三、權 度 局

商標に關する事項及度量衡に關する事項は建國の始めに於ては工商司の一部なりしも、事務の性質上外局として分裂し、工業所有權に關する事項を掌る商標局と度量衡に關する事項を掌る權度局

六五

との兩局となつた。

四、農事試験場

農産の改良増殖を計る試験機關として農事試験所は之を克山(既設)、錦(奉天省立を國立に改む)、龍江(新設・分場)に設置せり。

五、森林事務所

鑛業監督署

林産、鑛産は國家資源の見地より中央政府に於て直接經營を爲すを良策とするが爲、大同二年度に於て既に五ヶ所に森林事務所を有したるを、今年度に於ては一大飛躍を試み更に十五ヶ所に事務所を設置することとなり、同じ意味に於て鑛産に關しても鑛業監督署を本年度に於て重要鑛産地四ヶ所を撰定して之を設置することとなれり。

六、營口水産局

南方水産の發展を目的として奉天漁業總局を本部の主管に移し之を改組し水産の改良増殖を計る試験機關として營口水産局を設立することとせり。

三、實業部の活動

大體に於ける實業部の組織は上述の如くであるが、然らば之等の組織を以て實業部は建國以來今日に至る迄如何なる活動を爲し來つてゐるか。

實際過去二ヶ年間は國の大勢力は治安に専ら傾注せられたが爲、産業に對する政府の關心は比較的少なく、爲に本部として數へ上ぐ可き事業を殆ど爲してゐないことは實に忸怩たる次第である。

而して康徳元年度に於ける實業部施設計畫の主要なるものは

一、基本的調査及試験研究機能の充實

一、實業行政機構の整備

一、産業の奨励に關する施設

等にして、之等事項の實施に付ては刻下諸般の情勢に鑑み其の緩急輕重を充分考慮し夫々適宜に按配し其の統一を圖つた積りである。

凡そ産業政策の樹立に當つては其の對象となる諸般の實情に關し適確なる具體的資料を必要とすることは當然のことにして再言を要しない所なるも、我國現時の状態を顧るに、政策決定の指針と

爲し得る如き正確なる基礎的資料に乏しく、産業各般の施設計劃樹立上甚だ遺憾とする所である。仍て當部は其の所管に係る産業各部門に亘り急速に統一ある基礎的調査を實行して資料の整頓考査を行ひ當部の重務遂行上缺くべからざる具體的方策確立を期することの最緊要事たるを認め、臨時産業調査局を設置し、又國有森林資源の総合的經營を實行する爲森林資源の航空寫眞調査を實施することとしたのである。

尙之等調査施設と相俟て他方科學的探究機關を常設して基礎的試驗研究を進むる必要を認むるが故に既設農事試驗所を充實し、更に之を寧安に新設することとした。

次に産業諸般の施設經營を全からしむるが爲には完備せる行政機構を必要とすることは問題なきも、行政機構の整備に付ては特に緊急を要する部分のみに止むることとし、即ち實業本部及外局並森林事務所及鑛業監督署等國有資源の綜合合理的管理經營に當らしむるところの地方機關等は何れも緊急の要に應じ得る最少限度に止むることを念とし、必要不可欠の箇所のみ之を設置することとした。

更に産業の全般に亘る積極的獎勵施設に關しては夫々具體的根據に基き適正妥當なる方策を按じ

て最善の實效を擧げ得る様計劃せねばならない。本部に於ても産業立國の大本に據り速に諸般の振興開發計劃を樹立し積極的に助長獎勵の施設を起さねばならぬことは勿論なるも、遺憾ながら建國日猶淺く未だ充分其の準備が整ひ居らざるが爲に、本年度に於ては部分的に既に得たる一應の立案計劃を進行せしむるに止め、他は一般的に些少の勸業施設を考慮するの外は、今後の施設計劃に俟たねばならないのである。即ち緬羊の増殖改良、棉花の栽培獎勵、改良大豆の普及等一應の計劃に基き行はるるものもあるも、優良種苗の普及、苗圃の設置、林業獎勵等は應急暫行的の措置として適當に之を行ふこととした。

尙産業上諸般の障害となる様なものの制遏、除去及取締等積極的施設に付て早急に之が完備を圖る必要あるも自ら他施設との均衡を考慮し、家畜防疫、柞蠶絲輸出検査取締、農産物病虫害豫防等に付其の機構、事業等何れも當面の要求を充たすべき施設をのみ爲すこととした。

顧るに大同二年度に於ける豫算中勸業費として産業方面に充當せられたものは總豫算の僅に二、九二%であり、本年度に於ても三、三六%（特別會計を除きたる總豫算に對して）にして、日本の昭和八年度總豫算中一〇、六七%を之に充當し居るに比較すると、未だしの感を深くするので

ある。

農 産

我滿洲國に於ては住民の大部分が農業を營みゐるのであつて、古來農業國として知られてゐる。氣候は大陸性であり、夏季に於ては割合に温度高き爲に農作物は良く繁茂する。現在可耕面積は三千二百萬町歩と稱せられ總面積一億萬町歩に對し約三割に該當する。本年度推定作付面積は千二百萬町歩にして、日本の可耕地六百萬町歩に比するるとき、如何に農業價值が大であるかを想像し得るのである。

主なる産物は大豆二九%（作付面積歩合）年産四四〇萬噸、高粱二七%四〇〇萬噸、粟一六%二七〇萬噸、玉蜀黍九%一八〇萬噸、小麥三%八〇萬噸、其の他大豆以外の豆類、水稻、陸稻、棉、柞蠶絲、苧麻子、麻實、落花生等がある。

其の經營法は

- 一、自作農 日本と同じ
- 二、小作農 日本と同じ

三、分益農 豫め定めたる率に依り地主と小作人が其收穫物を分配するもの
四、協同農 二、三の農家相協同して各自の牛馬農具等を提供し協同して爲す場合
五、請負農 役畜を所有せざるもの又は人の勞力に不足せるもの或は農業者以外のものにして耕地を有するもの等が他人に請負はしめて爲す場合

農業労働者としては農業に従事するものの中約七割は土着民にして他三割は山東方面より來る所謂苦力に依り其勞力を補給されてゐる。

以上が滿洲の農業の大勢であるが、滿洲の農業は未だ全く原始時代とも云ふ可く、多くは掠奪農法で其技術的方面に於ては見る可きものなく改良すべき點が多い。

次に主なる農産物に付簡単に述ぶると大豆は滿洲農産物の大宗であり其生産額は實に世界に於ける大豆生産額の三分の二に達し其作付面積も約四〇〇萬町歩、滿洲全既耕地の三割に及んでゐる。

何故に斯くも大豆生産は隆盛を極めるに至つたかと云ふに、明治三十七、八年戰役頃の露人の侵入と其の爲の人口の増加に依り大豆及小麥の需要多額となれるによつて大豆栽培が刺激せられ鐵道

敷設土工を土着せしめて耕作に當らしめたと、更に一九一四年以來の大戦は多量の大豆を要求し又近くは豆粕として日本、支那に多額に輸出せらるるに至りたると、加ふるに張學良の無統制なる大豆栽培の奨励とに依り今日の五百餘萬噸近くの收穫を得るに至つたのである。而して之等多量の大豆の八割は裸大豆にて外國に（主として獨逸に）輸出せられ、二割は國內で消費せられる。

滿洲大豆は栽培法、調製法頗る粗雑で夾雜物多く、優良品としては取扱はれず、又日本内地朝鮮産の大豆に比し粒少さく種皮厚く利用價值も少ない。

本部の大豆改良方針に就て述べれば改良種（收穫量一割乃至五割増、含油量一・五%乃至三%増）配布の實施に當て改良大豆と農民所持の在來大豆とを同一量に於て交換し運搬費、配布諸掛、交換大豆處分に伴ふ費用は政府が之を負擔する。

今年度に於ても前年と同方法に依り、更に大豆栽培奨励の爲特産貸款（約一〇萬圓）、共同販賣會（北滿二十一ヶ所）を實施してゐる。

大豆主産地は主として

南 滿 遼河、松花江流域
北 滿 齊々哈爾、哈爾濱を中心とする松花江流域

である。

用途は食料の製造原料（ビスケット、パン、納豆、ウドン、醬油）にも使用せらるるも、最も多くは大豆油及豆粕の製造原料として用ひられる

豆粕は主に肥料に用ひられるも、最近は家畜の飼料としても用ひられ、豆油は各種化學工業の原料（脂肪酸塗料グリセリン、硬化油）として用ひられる。

大豆の主たる輸出國は大同元年度に於て

日 本	一〇九萬噸
歐 州	一七六萬噸
支 那	二九萬噸
其 他	八萬噸
計	三二三萬噸

然るに大同二年度に於ては輸出減著しく次の如くである。

日本	三四萬噸 減
歐洲	八萬噸 増
支那	六二萬噸 減
其他	二萬噸 減
米國	一萬噸 増
差引	八九萬噸 減

以上の如く我國の重要産物たる大豆の輸出は減少する傾向あり、然かも今年は獨乙の突然の輸入禁止に逢ひ、大豆將來の捌口に對し暗影を投じてゐるが、最も憂慮すべきは支那六二萬噸の減少である。之は全く支那の對滿政策の改善を俟つて次第に恢復せらる可きものであり、また獨逸の輸入禁止は獨逸の脂肪消費量が年約百萬噸にして、「要るものは要る」といふ考へ方よりすれば大して悲觀論を唱へるべきことでないと思ふも、

一般物價の下落に依る値下こそは最も本部に於て注意すべきことで

- 一、賣殘品なき様適當なる消化法を考慮する
 - 二、農民の賣急に依る價格の低減防止
 - 三、農民の收入を増す爲賣買手數料、保管料、其他の費用の低減を計る
- 此の三要綱に依り大豆の生産を統制且監督してゐる次第である。

高粱
作付面積

南滿	一七三萬町步
北滿	八〇萬町步
計	二五三萬町步
生産高	約四〇〇萬噸(産額第二位)

主要産地

奉天省	昌圖
吉林省	扶餘、德惠、農安、榆樹、雙城

用途

滿洲農民の主要食料、高粱酒の原料、家畜の飼料

(莖 燃料、アンペラ、バルブの原料)

消費 大部分國內

輸出額 五乃至八% (生産高に對する歩合)

粟

作付面積

南 滿 一〇七萬町歩

北 滿 一一〇萬町歩

計 二一七萬町歩

産額 三〇〇萬噸

用途 滿人の食料

茲に注意すべきことは北鮮農民が營養價値の多き而も廉價なる粟を輸入して食料とし、高價なる

米を輸出する傾向あることにして、此の點は日本内地に於ける米の供給増加といふことから、友邦日本の食料問題に對し相當な意味を持つ問題である。

消費 大部分國內消費

輸出 生産高の二〇% (内九〇%日本)

玉蜀黍 (包米)

作付面積

南 滿 五九萬町歩

北 滿 四七萬町歩

計 一〇六萬町歩

産額 一八〇萬噸

用途としてはコンスターチの原料として將來有望視し得る。

小麥

小麥は南滿に少く、主として北滿より産出し、其作付面積は年々増加し、十年前には七五萬町歩

に過ぎざりしが、最近百萬町歩に増加し、一〇〇萬町内外を産出する。

七八

滿洲は小麥粉の一大消費國であり、多數の製粉工場及地元で消費さるゝ小麥量は國內産全部を消費し更に三、四十萬噸の輸入を仰ぐ状態である。

用途は周知の如く製粉原料、食料、ビール、味噌、醬油等の原料である。

小麥は日本内地に於て年約七七萬噸産するも、日本のみの需要に對してすら二十萬噸内外の供給不足であつて、之に對し朝鮮より六千噸移入せらるゝのみであるが故に、滿洲が將來可耕未墾地一六〇〇萬町歩（之等の土地は殊に北滿に多く散在し、小麥の栽培には適當地であり、黑龍江地方もまた小麥に對し有望視されてゐる）の地に小麥を栽培することゝなれば、二百七、八十萬噸の増産を見る可く即ち我滿洲國のみならず友邦日本の需要に對しても充分供給し得るに至るを思ひ、本部としても過剰生産に苦みつゝある大豆との轉換に付充分研究し、優良小麥種子の配布を實施しつゝある。第一次配布約三萬布度、第二次四萬三千布度、何れも賓北線、齊北線松花江下流地方に配布を爲し相當の成績をあげてゐる。本年度配布豫定縣は二七縣である。

棉花

棉花は從來遼陽、海城、義、錦縣附近に於て栽培せられてゐたのみで、作付面積六萬町歩、收穫高線綿二千萬斤内外にすぎず、滿洲國內の需要をすら充たし得ず、年々一、二千萬斤の線綿を輸入してゐたのであるが、棉布は獨り滿洲國のみならず日滿兩國に於ける必需品にして、然かも其の大部分を外國から仰いでゐるのであり、滿洲國に於ける棉花の増殖は日滿の共に切望する處であるが故に、本部としても大いに力を盡し、大同二年度に於ては棉花増殖二十ヶ年計劃を樹てたるも最近二十ヶ年を十ヶ年に短縮し、三十萬町歩にまで之が栽培を普及する積りにて、棉花栽培の指導獎勵關として滿洲棉花協會を奉天に設立し、各縣に支部を置き技術員を駐在せしめ、獎勵豫定地を定め指導し、一方棉花耕作組合を指導設立せしめ、七縣十五箇の組合の設立を見るに至つた。

生産棉花の處理機關としては滿洲棉花股份有限公司なる特殊會社を設立し政府の監督の下に置き之に補助を與へてゐる。

以上主要農産物に就いて述べ來つたが、翻つて見るに、大豆は日本需要高の約四〇%、玉蜀黍及粟は日本消費高の約一五%を供給し居り、小麥及棉花は兩國共通の必需品であり、即ち滿洲主要農産物の助長を計ることは取も直さず日滿統制經濟の本旨に従ふこととなる。

七九

我滿洲國の農業は前述せる如く、廣大なる可耕未墾地を有すること、及品種並農法の改良の餘地多分に存すること等を考ふれば、將來の増收の點に付ては前途洋々たるものがある。之等多量の農産物を單に國內消費に止めず、更に外國貿易品として世界市場に進出せしめることを考慮し、且原料國としてのみ甘んぜず、進んで原料として國內に於て消化することを考へ、現在外國に依存せる農産物の自給を計ると共に世界經濟市場への適應性を充分に考究するならば、之等農産物の安定を得ることは可能と思惟するのである。

主たる實施事項及計劃事項

- 一、農産物收穫豫想調査
 - 二、共販會の設置
 - 三、春耕貸款、特産貸款
 - 四、農事指導員設置計劃
 - 五、農産物の改良増殖
- (イ) 小 麥

(ロ) 大 豆

(ハ) 棉 花

六、柞蠶微粒子病、黒穂病の豫防

七、農事試験場設置

八、簡易氣象觀測

畜 産

滿洲農家に於ては役畜として少くも二、三頭の牛、馬、驢を飼養し、豚、鶏に至つては何れも飼育せざるものなく、滿洲の農業は有畜農業といふことが出来る。滿人は家畜の馴致には勝れたる技能を有してゐる。然し家畜の質より見るときは種類劣等にして野生に等しき有様である。

馬 全国的に乘用或は運搬用に供され、其數約二七〇萬頭。而して之等の馬は所謂蒙古馬にして體軀は矮少なるも體質は極めて強健、良く粗飼料、粗管理に堪え持久力に富んでゐる。

騾 牝馬と牡驢との交配による雜種にして、馬より體軀大であつて挽曳用として優れ、役用期間も永く、滿洲では重要視されてゐる。總數約八〇萬頭。

驢 普通使役さるゝものは小驢と稱せらるゝものにして、農耕用役畜の補助とし用ひられ、騾生産用の大驢は主に農安、長春、懷德地方と熱河の南部地方に飼養せられてゐる。總數五七萬頭。

牛 滿洲牛、蒙古牛とあり、滿洲牛は東部の長白山脈地方に、蒙古牛は蒙古地方の放牧地帯に産し、中央平原地方、遼西地方及熱河南部地方に供給せられ、農耕に使用せられ且蕃殖してゐる。

綿羊及山羊 共に滿洲に於ては肉用として飼養せられてゐるが故に、毛質は全く劣等である。綿羊は主として放牧地帯に産し、農耕地帯は副業として之を飼養してゐるも、山羊は農耕地帯に於いて主として飼養せられてゐる。總數約四一〇萬頭。

豚 主に農耕地帯に飼育せられ、各農家には必ず一、二頭あり、其數も約八〇〇萬頭内外と云はれてゐる。滿洲豚は多産で一腹十頭内外の仔豚を産むも、肥育性に乏しく、頭部、四肢、腹部及び骨等利用價值少なき部分大にして、肉少なく且晩熟である等の缺點を有するも、然し被毛は長く且剛で、特に髭毛は刷子用として外國に輸出せられ有名である。

滿洲の畜産は數に於てこそは偉大なるも、質に於ては優良ではない。豚は國內に於て全部消費せられ、肉として輸出せらるゝものには牛肉存するも、山東、朝鮮肉の比ではなく、且獸疫の豫防設

備不完全の爲牛肺疫の危険が多く、目下の處肉として海外に進出する望みは少ないが、改良すれば相當に發展するものと考へられる。

滿洲産綿羊毛は所謂粗毛であり雜夾物多く製絨用としては下等過ぎ、毛布又は下等絨に混入せらるゝに過ぎない。然し將來最重要性を有するものは綿羊の質の改良及増殖に依り、滿洲及日本が濠洲より仰ぐ莫大なる羊毛を我滿洲國が供給することであつて、目下折角優良種羊の配布に努力してゐる。

滿洲畜産の現在の急務は牧畜の改良増殖であつて、指導員の配置、防疫設備の充實、試験機關の設置等に努力すべきであると考へる。

主たる實施事項

一、家畜防疫

二、獸醫養成所の設置

三、優良種畜の配布

水 産

滿洲に於ける漁業は之を淡水と海面に分けることが出来る。
海面漁業

渤海方面 漁業者 八、〇〇〇人

グチ、ヒラ、ボラ、スズキ、サワラ、タヒ、ハマグリ 一〇〇萬圓

黄海方面 漁業者 七、五〇〇人（半農半漁）

エビ、カキ、ハマグリ、グチ、スズキ 三〇萬圓

淡水漁業 ウスリー江、松花江、牡丹江、鴨綠江、遼河、呼倫湖、貝爾湖、興凱湖、鏡泊湖、嫩江
チョウザメ、マス、サケ、コヒ、狗魚、鱈、白魚、ナマズ 四〇〇萬圓

漁業は之を一般に許し、近く各漁區を整理の上漁業法を立案し統制ある制度となすべく調査中である。

滿洲の漁法は他の産業と同じく原始的状態にして改良の餘地甚だ多く、本部は孵化繁殖に依り水産資源の涵養に努めると共に漁法の改良に付研究中である。

主たる實施事項

一、日滿水産打合會議

二、營口水産局の設置

林業

滿洲の山は其の昔は林海と稱せられし程にて、今尙大河のほとりには昔をしのぶ鬱々たる古來の儘の大森林を見ることが出来るが、現在に於ては無氣味な赤い腹を見せてゐるものが多い状態である。

然し無統制な濫伐によつて交通便利なる地に於てこそ殆ど木を見得ざる程の状態になつてはゐるもの、尙奥地には多量の木材が存しており、一度治安の維持完成し、自由に之が搬出が爲し得るに至つた際には相當の出材が可能であり、日本に於て毎年米材、ロシヤ材に仰ぐ一、〇〇〇萬石の不足材の幾部分かは我滿洲國に於て之を供給することが出来るものと考へられる。

本部に於ては、前述せる如く、嘗ては林海と云はれし我滿洲が濫伐に次ぐ濫伐に依り現在の如く多數の禿山を見受くるに至つたことに鑑み、今また之を放任するならば如何に豊富なる森林と雖も數年を出ずして禿山と成ること自明なるを思ひ、先づ造林に力を致し且舊政權時代の雜然たる林場

の整理を第一とし、國有、公有、私有林の區分を明にし、林野行政の立直しに努力しており、森林の重要國家資源たる見地より、其の監督上、本部直屬の森林事務所を各重要森林地帯に設置し、之が監督に當らしめてゐる。

鑛業

滿洲の廣大なる面積の地下に含有せらるる鑛物は非常に豊富である。然かも、小規模な鑛業は從來行はれてゐたが、大規模な經營の行はれたのは最近の事であつて、最近に至る迄は何等發展を爲さず空しく地中に封鎖せられてゐた状態であつた。

鑛物の種類

金、銀、銅、鐵、滿俺、亞鉛、硫化鐵鑛、石炭、菱古土鑛、白雲石、石灰石、硅石、粘土、石綿、螢石、滑石、長石ソーダ

右の内金、鐵、石炭及諸種の應用鑛物は最重要視すべきものであり、從來最も多く行はれたものは砂金採取である。

金は殆ど砂金であるが、其規模は黒龍江省の二、三を除き他は狭少であり、其の著名なるものは

黒龍江岸の諸鑛（莫河、庫瑪爾、餘慶、奇乾河、吉拉林、梧桐河等）を初めとし、松花江西源地方（三姓地方）、阿東源流地方（通化懷仁方面）、渾河上流、柴河流域等古來多量の産金地として知られてゐる。

鐵鑛は鞍山、弓張嶺一帯が最も盛んで、主として赤鐵及磁鐵鑛であり、含有量は豊富ではないが鑛量は多大である。其他東北部鴨綠江岸、太子河上流にも産する。

銀、鉛、銅、硫化鐵鑛等は各地に産するも、大規模經營に適せず、現在では餘り望みはないものと考へられる。

石炭は滿洲重要鑛物の第一に推さるべきもので年産四〇〇萬噸以上に及び、主に撫順、煙臺、本溪湖に産する。石炭は其の質大概良好にして且埋藏量多く大規模なる經營に適するも、其大部分は滿鐵の經營に屬し、我滿洲國の監督に屬するものは少ない。

石炭以外の非金屬鑛物として菱苦土鑛、重晶石、石綿、滑石、螢石、耐火粘土、陶土、長石等があり、就中菱苦土鑛及耐火粘土は頗る重要である。

以上大略鑛業の状態を述べ來つたが、鑛業は森林と同じく重要な國家資源なれば、監督上或種

のものに付ては採金、石油、炭鑛等の如く特殊會社を以て之が經營に當らしむるか、國家の直接經營により監督し、他の鑛物に付ては鑛業法の公布と共に一般に之を許可する方針である。重要な地方には鑛業監督署を設け監督に當てると共に、舊政權時代の雜然たる鑛業權の整理を急ぎ、完全なる鑛業の發展を盡し、左の方針により努力してゐる。

一、石炭鑛業を統制し國內燃料資源の合理的發展と燃料供給の低廉價を圖り、諸般の生産工業の發達を助長し民力の涵養に資し海外輸出を増進せんとす。

二、國防又は軍事上の重要鑛業に付ては官民合併の特殊會社を設立し之が經營開發に當らしむ。

三、砂金及金鑛に付ては國有鑛區と然からざるものとに區分し、國有鑛區は特殊會社をして之が經營に當らしめ、民間金鑛業に對しては指導助成を以て其振興を計る。

四、鑛産資源を探究し其の利用更正の途を講じ鑛業開發に資す。

實施事項

一、舊鑛業權の整理

二、鑛業法の立案

三、國有鑛區の委任經營

四、特殊會社の設定

五、三角測量

工業

滿洲の工業は北滿に於ては哈爾濱を中心として露西亞工業資本の活躍するところであり、南滿に於ては日本資本の獨舞臺であつて、滿人のみにより經營せらるる工業に至つては非常に微々たるものである。

資本的に見れば昭和五年の現狀は大正八年に比し工業會社數一・八倍、資本額に於て二倍半の増加を示し、歐洲大戰前に比すると會社數に於ては十六倍資本額に於ては三十倍の飛躍的發展を爲してゐる。但し日本内地の工業會社が年々資本の集結を経てその増大を示してゐるのに反し、滿洲に於ては工業は大正十二、三年を最高として漸次減少を告げ、昭和五年には半數以上の工業會社が没落し、或は操業を停止し、大部分は倒産の悲運に葬り去られ、現在の工場は氣息奄々とし、僅かに利益を揚げて居るものは十指を出ない有様である。之は世界的不況に患ひされたことは勿論なるも、

左の如き重大なる原因に依るものである。

一、滿洲に於ける工業生産品の販路狭少にして伸縮性を缺き、販賣方面に於ける工業家自身の研究の不足或は支那側の輸出税の賦課或は外國取引に於ける船便の不便等は販路擴張上困難なる原因をなせること

二、滿洲に於ける工業條件は勞銀の低廉以外に取立てて有利なる點なきこと

電力、水道料金の割高、安價なる石炭を得らるるも各種石炭の選擇困難、冬期の暖房費、熟練工を求め難きこと

三、其他舊政府の日本商工業者に對する壓迫

上述せる如き工業疲弊の後を受け、本部は事の性質上先づ原始産業の發展に努力し然る後に工業の發展に努力するを順序と考へ、前述せる經濟建設綱要に則り日滿經濟ブロックの主旨に反せざる様、且軍事上、國防上、公益上等の重要性を顧慮し、工業に對して統制企業と自由企業とを分ち、又日滿工業の衝突及び一部資本家の利益の壟斷を防止し以て自由競争に依る共倒を防ぐ等大いに意を用ひ、本部統制科、工務科をして充分なる統制監督の下に工業の發展を遂げしめんとして

ゐる。

主たる統制企業

金屬工業、機械工業、油脂工業、パルプ工業、曹達工業、酒精工業、柞蠶工業、紡績工業、製粉工業、セメント工業、醸造工業。

従來の主たる工業

一 油房工業

滿洲に於て最も發展せる工業は油房工業であつて、全國に約四〇〇の工場が有り、年産五七、七〇〇萬枚であるが、近時工業技術の發展の爲舊法による滿洲油房工業は採算關係に於て休業するもの多く、油房工業の將來に暗影を投じてゐる。

滿洲工業の王座を占め、輸出工業品の主座を占め、且滿洲の實狀に最も則して發展せる本工業は大いに之が助長に努むべきものと考へる。

二 製粉業

従來屢々製粉工場の設立を見たるも、原料不足の爲振はざる有様である。將來充分なる原料の

提供を得るならば人民の必需品たる關係上必ずや發展することと信ずる。

其他煙草、酒精、洋灰等の工場あり、漸次發展しつつあるも、目下の所は余り振つてはゐない。

將來は砂糖、曹達、金屬、亞麻工業等も有望なるものとして之が發展に大に努力せねばならな

し。

主たる施設事項

- 一 石油工業企業に關する件
- 二 自動車工業企業に關する件
- 三 煙草企業に關する件
- 四 酒精企業に關する件
- 五 洋灰企業に關する件
- 六 車輛改善に關する件

電 氣

電氣事業は本邦に於ては相當急速なる發展を遂げつつあり、現に滿電、北滿電氣、其他二、三の

大會社あるも、其の公益的性質よりして之を統制監督する必要あるを以て、之等を合併し滿洲の電業の統制を計らむとし目下準備中なり。

實施事項 一 電氣事業法の立案

商 業

大都市を除き滿洲の商業状態は頗る幼稚にして奥地市場に於ては漸く物々交換時代を脱し貨幣經濟時代にまで到達したる有様で、蒙古方面の隊商又は定期市に依る商業と、哈爾濱、奉天、大連等の近代都市商業とは恰かも部落貿易時代と都市經濟時代との二重奏である。

滿人商人に於ても大體は店舗を有し商取引に従事し居り、小賣商、卸賣商、仲立商に分類せらるるも、滿洲商業組織の特徴は共同經營の多きことである。

、共同經營の發展せる理由は

- 一 衆子均分法に依る相続制度
- 二 貯蓄心に富むも完全なる貯蓄機關なきため、其の利殖法として親族朋友を叫合し、各自の零細なる貯金を出し合ひ資本として營めること

三 資本の缺乏、財を得たる地方豪農、郷紳及官吏の商人と班するを好まざること、又官憲の苛斂誅求行はれ資本家の出現阻止せられしこと等に依り大規模組織は妨害せられ、従つて少なき共同組織の發展せること

四 債務返済に對する制裁峻酷なる結果之に對抗する手段として危険を分擔共助して信用増進に努めしこと等に在る。

斯の如く國家社會に信頼し依るべき處なきが爲に其處に相互扶助の組織が必然的に採られるに至つたのである。

主なる組織

會館 異境にあり吉凶を共にする團體

公所 同業者の共同利益擁護の爲の團體

聯號 一種のチェンストア

更に最も根強い團體として最近法に依り基礎づけてゐる商會なるものがある。

商會は正常なる指導機關の下に置くならば有益なものであるが、現在あるものは金融的に相當地

方に於て勢力を有してゐるが故に非難される點も少くないので、本部は専ら之が正常なる發展に努力し、近く商會法を立案せむと研究中である。

日本人の在滿商人は工業の際に述べた如く一時は隆盛を極めたるも、最近に於ては工業と同様な理由で振はなくなつたことは遺憾なことである。

主なる實施事項

一、會社の監督

認可

登記

二、交易所の監督

三、商會の監督

四、市場法、保險法の立案

五、博覽會に關する事項

六、商業團體の助成

貿易

建國前の滿洲國の貿易は左の如き特徴を有してゐた。

一、外國貿易額増加の速度が大であること

支那本土	指數	滿洲	
		(千海關兩)	指數
一九〇三年	五二五、〇五九	一〇〇	一〇〇
一九一三年	八三八、二五六	一六〇	八四三
一九二三年	一、三四八、五五四	二五七	二、〇四四
一九三〇年	一、七〇五、六八九	三二五	三、一一二
二、輸出超過なること			
	輸移出額	輸移入額	輸移出超過額
一九〇八年	五五、〇六〇	六〇、三〇九	一、五、二四九
一九一三年	一一三、九三四	一一二、〇三三	一、九〇〇
一九二三年	二九三、九二九	二〇七、〇五五	八六、八七四
一九三〇年	三九六、七二四	三〇六、九九九	八九、七一五
備考 單位千海關兩、(一)入超			

三、貿易の内容を商品種別にすれば、輸移出品の大部分は原料及原料用製品であり、輸移入品の

大部分は製造品なること

四、貿易相手國中日本が最重要なるものたること

以上の如き傾向を以て進んで來た滿洲の貿易は、滿洲國建國と共に

第一に大同元年九月二十五日以降滿洲國は對支輸出入貨物を外國品として課税し、中國政府も亦報復的に同日以後關東州を純然たる外國となし關税を徵收することとしたが爲、同年十月大連港の對支貿易輸出入總額は前年度同月の二割強に過ぎず、又同十月より三月に至る六ヶ月の對支輸出入總額は九割減となり、急激な貿易不振を示すに至つた。

第二に數年來輸出超過を續けて來た滿洲貿易は、新滿洲國の政治的、經濟的建設並に軍の需要等の爲に著しく輸入額を増加し、大同元年關東州貿易は輸出五八%増、輸入一一〇%増、大同二年(前年に比し)輸出三九%増、輸入七〇%増で、一轉して輸入超過國となつた。之は前述せる如く滿洲國建設の爲に費されるものであつて別に悲觀すべきものとは考へられない。

第三に貿易品の内容の種別に依り考察するに、大豆及支那本土に向ふ輸出品が著しく減じ、建

築材料、車輛、機械類、小麥粉、砂糖、綿織物等の輸入が増加するに至つた。

建國以來、人民の八割五分を占むる農民は匪禍の爲に全く疲弊し購買力低減せるにも拘らず、斯く輸入超過を續けてゐるのは、前述の如く、新國家建設の爲、鐵道、道路、市街、其他基礎工作に用ひられる製造品の輸入増加の關係である。

第四に關稅問題であつて、建國の當初我滿洲國は中華民國從來の關稅制及定率を踏襲したるも我國に於ては關稅收入が國家の最大の收入である關係上専ら財政的見地からのみ論じられてゐる有様であるが、關稅制度が一國の産業に重大なる影響を及ぼすことは言を俟たないところであつて、即ち其後關稅は屢々改正せられ、次第に日滿ブロック形成の傾向を以て進んでゐるのである。

滿洲國の貿易の大略は以上の如くであるが、滿洲の貿易額が其建國前に於て非常なる速度を以て發展せるは滿洲國の生産増加が大であることを指示するものであり、また貿易品の内容より見て輸入に於ては綿織物、小麥粉、煙草等の人民の生活資料が大部分を占めてゐる事實は、滿洲の生産段階が既して農業國に留まつてゐることを示すものである。従つて我が貿易が只に原料を原料として輸出するのみならず、原料を商品化して輸出するに至るならば、益々我が貿易の繁榮を豫想することが出来る。

貿易相手國より見るに、建國前は、日本三二%、朝鮮七%、支那二九%で、滿洲は貿易上日本と最も密接なる關係を有すると共に、支那に於ける市場も滿洲に取り重要なことを示してゐる。従つて建國後支那市場を喪失したことは、滿洲貿易に影響を及ぼすこと甚大であり、然かも民國政府の對滿感情が緩和するに至る迄はこの悲感的材料を持続せねばならないことは残念なことである。

商標局

商標局は大同二年九月開局し、總務、審査、註冊の三科を以て成り、現在では専ら商標專用權に關する事務のみを掌つてゐるが、將來は、特許權、實用新案權、意匠權等所謂工業所有權に關する事務を取扱ふ豫定である。

- 一 商標法は大同二年九月公布、十一月より實施せられ、本年六月末日迄の出願件數は一四、七一九件に達す
- 二 商標公報の發行
- 三 代理人に關する件

中央觀象臺

中央觀象臺は大同二年十一月官制公布せられ、庶務、豫報、調査、天文の四科より成る。

實施事項 一、時憲書の發行

機 度 局

權度局は總務、企畫、檢證の三科より成り、度量衡に關する事項を掌る。

元來滿洲に於ける度量衡は種々雜多にして其統一を缺き取引上不便多きが爲め、之が統一に専ら力を盡してゐる。

實施事項

一、度量衡法

大同二年二月公布せられ、五箇年の猶豫期間を置いて之が實施を爲さんとす。

二、度量衡器の製作

滿洲計器股份有限公司を設立し、之をして計器の製造及販賣を爲さしむ。

結 語

以上で現在の實業部の大體の動きと、各産業に付いての現在の狀況を述べたが、然し未だ基礎的

調査すら終つてゐない現状であるが故に滿洲國産業の百年の大計を樹つることは全く至難のことに屬し、従つて輕々に言ふことは出来ないところである。

さりながら我滿洲國は由來農業國であり、人民の大半以上を占むる農民と廣大なる沃野とを有してゐるが故に、産業の振興に就いては、先づ第一に農業の發展に最も力を盡すべきことは自明のことである。過去に於ける我農業は、自家消費生産を第一次とし、商品生産を第二次とする所謂自給自足主義を目標としてゐたが爲に、即ち大豆を除く農産物は殆ど國內消費のみに當てられてゐる状態であるが、廣大なる可耕未墾地及び過去に於ける大豆栽培の經驗を併せ考ふるとき、我滿洲國農業の伸展可能性は充分に之を認め得るのであつて、單に國內消費を目途とせず、多角的農業を以て世界市場の推移に従ひ之を指導奨勵するならば、將來世界市場に進出して國際經濟戰場裡に飛躍する可能性は充分に有るものと考へられるのである。

更に進んで、現在の原料供給國の域より製作加工品の供給國として先進諸國の域に列することは最も望ましいところであるが、先進國が一樣に自由放任の資本主義經濟機構の缺陷に苦んでゐる有様に鑑み、我國産業の健全なる發展と日滿經濟プロツク結成との兩觀點より、國防、公共、公益事

業及び一般産業の基礎となる産業（交通、通信、鐵鋼、輕金屬、金、石炭、石油、自動車、硫安、ソーダ、採木）に就いては充分なる國家統制を加へ、其他の一般企業は廣く之を民間の自由に委ね企業の發展を計るも、尙日滿ブロック結成といふ觀點より多少の規制は之を加ふる如くし、更に外資の注入に留意し、斯くて計劃的統制に依る工業國として他日國際市場に活躍する日の近からんことを切望してゐるのである。

附 録

(一) 滿洲國特殊會社各法規

- (イ) 滿洲石油株式會社法
- (ロ) 滿洲炭礦株式會社法
- (ハ) 同和自動車工業株式會社法
- (ニ) 滿洲棉花股份有限公司法
- (ホ) 滿洲採金株式會社法

(二) 産業關係統計表

- (イ) 農産統計表
- (ロ) 畜産統計表
- (ハ) 林産統計表
- (ニ) 鑛産統計表
- (ホ) 貿易統計表

(三) 實業部組織一覽表

(一) 滿洲國特殊會社各法規

(イ) 滿洲石油株式會社法

(教令第七號大同三年二月二十一日公布)

- 第一條 政府ハ國內ニ於ケル石油資源ヲ確保シ需給ノ調整ヲ圖ル爲滿洲石油株式會社ヲ設立セシム
- 第二條 滿洲石油株式會社ハ石油ノ採掘精製及賣買ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル股份有限公司トス
- 滿洲石油株式會社ハ主管部總長ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得
- 第三條 滿洲石油株式會社ハ本店ヲ新京ニ置ク
- 第四條 滿洲石油株式會社ノ資本ノ額ハ金五百萬圓トシ内金百萬圓ハ政府ノ出資トス
- 第五條 滿洲石油株式會社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス
- 第六條 滿洲石油株式會社ノ株式ハ會社ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス
- 第七條 滿洲石油株式會社ノ株主ノ第一回拂込ノ額ハ之ヲ株金ノ四分ノ一マテニ下スルコトヲ得
- 第八條 滿洲石油株式會社ノ株主ハ一株ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス
- 第九條 滿洲石油株式會社ニ理事長副理事長各一人理事八人以内及監事三人以内ヲ置ク
- 第十條 理事長ハ滿洲石油株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ綜理ス
- 理事長事故アルトキハ副理事長其ノ職務ヲ行フ
- 理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人理事長ノ職務ヲ行フ

副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ滿洲石油株式會社ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シ滿洲石油株式會社ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ滿洲石油株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十一條 理事長副理事長理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

理事長副理事長及理事ノ任期ハ四年監事ノ任期ハ三年トス

第十二條 滿洲石油株式會社ノ常務ニ従事スル理事ハ主管部長ノ認可ヲ得ルニ非サレハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

第十三條 主管部總長ハ滿洲石油株式會社ニ對シ石油資源ノ調査及石油ノ試掘ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ交付スルコトヲ得

第十四條 主管部總長ハ滿洲石油株式會社ニ對シ政府ノ爲ニ石油類ノ買付ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 主管部總長ハ滿洲石油株式會社ニ對シ價格ヲ指定シ所要ノ石油ヲ政府ニ納入スルコトヲ命スルコトアルヘシ

ヘシ

第十六條 滿洲石油株式會社ハ主管部總長ノ指定スル所ニ從ヒ石油ノ貯藏ヲ爲スヘシ

第十七條 政府ハ滿洲石油株式會社監理官ヲ置キ滿洲石油株式會社ノ業務ヲ監察セシム

滿洲石油株式會社監理官ハ何時ニテモ滿洲石油株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

滿洲石油株式會社監理官ハ何時ニテモ滿洲石油株式會社ニ命シテ營業上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコト

ヲ得

滿洲石油株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十八條 滿洲石油株式會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ年度開始六十日前之ヲ主管部總長ニ提出シ認可ヲ受ク

ヘシ

第十九條 理事長副理事長理事監事ノ選任及解任定款ノ變更利益金ノ處分社債ノ募集合併並解散ノ決議ハ主管部總

長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス

第二十條 主管部總長ハ滿洲石油株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十一條 主管部總長ハ滿洲石油株式會社ノ業務ニ關シ軍事上又ハ公益上必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第二十二條 主管部總長ハ滿洲石油株式會社ノ決議カ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ

決議ヲ取消スコトヲ得

主管部總長ハ滿洲石油株式會社ノ理事長副理事長又ハ監事ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メ

タルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得理事長副理事長理事又ハ監事主管部總長ノ命令ニ違反シタルトキ亦同シ

第二十三條 本法ニ於テ主管部總長トハ實業部總長及財政部總長ヲ謂フ

附 則

第二十四條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 政府ハ設立委員ヲ命シ滿洲石油株式會社設立ニ關スル一切ノ業務ヲ處理セシム

第二十六條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主管部總長ノ認可ヲ受ケヘシ
 第二十七條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク各株式ニツキ第一回ノ株金ノ拂込ヲ爲サシムヘシ
 前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ
 第二十八條 設立委員ハ設立登記ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ事務ヲ理事長ニ引渡スヘシ

(ロ) 滿洲炭礦株式會社法

(教令第十二號大同三年二月二十七日公布)

第一條 政府ハ國內ニ於ケル石炭礦業ノ開發統制ヲ爲ス爲滿洲炭礦株式會社ヲ設立スルモノトス
 第二條 滿洲炭礦株式會社ハ石炭ノ掘採及販賣ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル股份有限公司トス
 滿洲炭礦株式會社ハ實業部總長ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得
 第三條 滿洲炭礦株式會社ハ本店ヲ新京ニ置ク
 第四條 滿洲炭礦株式會社ノ資本ノ額ハ千六百萬圓トス
 第五條 滿洲炭礦株式會社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス
 第六條 滿洲炭礦株式會社ノ株式ハ會社ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス
 第七條 政府ハ石炭ノ礦業權其ノ他石炭礦業ニ關スル財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得
 第八條 滿洲炭礦株式會社ノ株主ハ一株ニツキ一箇ノ議決權ヲ有ス

第九條 滿洲炭礦株式會社ニ理事長、副理事長、各一人理事六人以内及監事四人以内ヲ置ク

第十條 理事長ハ滿洲炭礦株式會社ヲ代表シ其業務ヲ綜理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキ其職務ヲ行フ

理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人理事ノ職務ヲ行フ

副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ滿洲炭礦株式會社ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シ滿洲炭礦株式會社ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ滿洲炭礦株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十一條 理事長、副理事長、理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

理事長、副理事長、理事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二年トス

第十二條 理事長、副理事長及理事ハ實業部總長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第十三條 實業部總長ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ滿洲炭礦株式會社ヲシテ其業務若ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ官吏ヲシテ之ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十四條 實業部總長ハ滿洲炭礦株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 實業部總長ハ滿洲炭礦株式會社ノ業務ニ關シ公益ノ増進又ハ石炭事業ノ統制ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條 滿洲炭礦株式會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ之ヲ實業部總長ニ提出シ認可ヲ得ヘシ

第十七條 理事長、副理事長、理事、監事ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ實業部總長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其效力ヲ生セス

第十八條 滿洲炭礦株式會社ハ實業部總長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ石炭礦業ヲ讓受ケ又ハ其經營ノ委託ヲ受クルコトヲ得ス

第十九條 滿洲炭礦株式會社ハ實業部總長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其所有スル重要財産ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第二十條 滿洲炭礦株式會社ハ實業部總長ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止若ハ休止シ又ハ其ノ經營ヲ委託スルコトヲ得ス

第二十一條 實業部總長ハ滿洲炭礦株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

實業部總長ハ滿洲炭礦株式會社ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得理事長、副理事長、理事又ハ監事實業部總長ノ命令ニ違反シタルトキ亦同シ

附 則

第二十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命シ滿洲炭礦株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ實業部總長ノ認可ヲ受クヘシ
第二十五條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク株金ノ拂込ヲ爲サシムヘシ
前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ
第二十六條 設立委員ハ滿洲炭礦株式會社ノ設立登記ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ事務ヲ理事長ニ引渡スヘシ

(ハ) 同和自動車工業株式會社法

(勅令第二十二號康德元年三月二十二日公布)

第一條 政府ハ自動車工業ノ統制確立ヲ圖ル爲同和自動車工業株式會社ヲ設立セシム

第二條 同和自動車工業株式會社ハ自動車ノ組立、製造、修理及賣買ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル股份有限公司トス

同和自動車工業株式會社ハ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第三條 同和自動車工業株式會社ハ本店ヲ奉天ニ置ク

第四條 同和自動車工業株式會社ノ資本ノ額ハ金六百二十萬圓トス

第五條 同和自動車工業株式會社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第六條 同和自動車工業株式會社ノ株式ハ會社ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第七條 政府ハ其所有ニ屬スル土地及建物ヲ以テ出資ニ充ツルコトヲ得

第八條 同和自動車工業株式會社ノ株金ノ第一回拂込ノ額ハ之ヲ株金ノ四分ノ一迄ニ下スコトヲ得

第九條 同和自動車工業株式會社ノ株主ハ一株ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス

第十條 同和自動車工業株式會社ニ理事長一人、理事四人以内及監事三人以内ヲ置ク

第十一條 理事長ハ同和自動車工業株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ綜理ス

理事長事故アルトキハ理事中ノ一人其ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長ヲ輔佐シ同和自動車工業株式會社ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ同和自動車工業株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十二條 理事長、理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ政府ノ認可ヲ受クルニ非サレハ就任スルコトヲ得ス

理事長及理事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二年トス

第十三條 同和自動車工業株式會社ノ理事長及常務ニ從事スル理事ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第十四條 實業部大臣ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ同和自動車工業株式會社ニ命シテ其業務若ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ官吏ヲシテ之ヲ検査セシムルコトヲ得

第十五條 同和自動車工業株式會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ年度開始前之ヲ實業部大臣ニ提出シテ認可ヲ受

クヘシ

第十六條 同和自動車工業株式會社ノ理事長、理事、監事ノ解任、定款ノ變更、損益金ノ處分、社債ノ募集、合併並解散ノ決議ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス

第十七條 同和自動車工業株式會社事業ヲ休止セムトスル場合ニ於テハ實業部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 實業部大臣ハ同和自動車工業株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ同和自動車工業株式會社ノ業務ニ關シ軍事上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 實業大臣ハ同和自動車工業株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

實業部大臣ハ同和自動車工業株式會社ノ理事長、理事又ハ監事ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得理事長、理事又ハ監事實業部大臣ノ命令ニ違反シタルトキ亦同シ

附 則

第二十一條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 政府ハ設立委員ヲ命シ同和自動車工業株式會社設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十三條 設立委員ハ定款ヲ作成シ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク株金ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ

第二十五條 設立委員ハ同和自動車工業株式會社ノ設立登記ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其事務ヲ理事長ニ引渡ス

ヘシ

(ニ) 滿洲棉花股份有限公司法

(勅令第二十六號康德元年四月六日公布)

第一條 政府ハ國內生産棉花ノ改良及増殖ヲ圖ル爲滿洲棉花股份有限公司ヲ設立セシメ實業部大臣ノ指定スル地域内ニ於テ生産スル棉花ノ收買ヲ行ハシム

第二條 滿洲棉花股份有限公司ハ國內生産棉花ノ收買及採種ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル股份有限公司トス

滿洲棉花股份有限公司ハ實業部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第三條 滿洲棉花股份有限公司ハ本店ヲ奉天ニ置ク

滿洲棉花股份有限公司ハ實業部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ收買所ヲ設置スルコトヲ得

第四條 滿洲棉花股份有限公司ノ資本ノ額ハ貳百萬圓トシ内壹百萬圓ハ政府ノ出資トス

第五條 滿洲棉花股份有限公司ノ股份ハ記名式トシ一股ノ金額ヲ五十圓トス

第六條 滿洲棉花股份有限公司ノ股份ハ公司ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第七條 滿洲棉花股份有限公司ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ二十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

第八條 滿洲棉花股份有限公司ノ股金ノ第一回拂込ノ額ハ之ヲ股金ノ四分ノ一迄ニ下スコトヲ得

第九條 滿洲棉花股份有限公司ノ股東ハ一股ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス

第十條 滿洲棉花股份有限公司ニ董事長一人、董事四人及監察人二人ヲ置ク

第十一條 董事長ハ滿洲棉花股份有限公司ヲ代表シ其業務ヲ綜理ス

董事長事故アルトキハ董事中ノ一人其ノ職務ヲ行フ

董事ハ董事長ヲ輔佐シ滿洲棉花股份有限公司ノ業務ヲ掌理ス

監察人ハ滿洲棉花股份有限公司ノ業務ヲ監察ス

第十二條 董事長、董事及監察人ハ股東會ニ於テ之ヲ選任ス但シ政府ノ認可ヲ受クルニ非サレハ就任スルコトヲ得ス

董事長及董事ノ任期ハ四年、監察人ノ任期ハ三年トス

第十三條 滿洲棉花股份有限公司ノ董事長及常務ニ從事スル董事ハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第十四條 滿洲棉花股份有限公司ハ政府所有ノ股份以外ノ股份ノ拂込金額ニ對シ年六分ノ利益配當ヲ爲シ得ルニ至ル迄政府所有ノ股份ニ對シ利益ノ配當ヲ爲ササルコトヲ得

第十五條 實業部大臣ハ滿洲棉花股份有限公司ニ對シ收買所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第十六條 實業部大臣必要ト認ムルトキハ滿洲棉花股份有限公司ニ對シ其ノ收買シタル棉花ヨリ採取シタル種子ノ保存及處分ニ付命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 實業部大臣必要ト認ムルトキハ何時ニテモ滿洲棉花股份有限公司ニ命シテ其業務若ハ財産ノ狀況ヲ報告

セシメ又ハ官吏ヲシテ其ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十八條 滿洲棉花股份有限公司ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ年度開始前之ヲ實業部大臣ニ提出シ認可ヲ受クヘ

シ

第十九條 滿洲棉花股份有限公司ノ董事長、董事、監察人ノ解任、章程ノ變更、利益金ノ處分、公司債ノ募集、合併並解散ノ決議ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス

第二十條 滿洲棉花股份有限公司事業ヲ休止セムトスル場合ニ於テハ實業部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一條 實業部大臣ハ滿洲棉花股份有限公司ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 實業部大臣ハ滿洲棉花股份有限公司ノ業務ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 實業部大臣ハ滿洲棉花股份有限公司ノ決議、法令若ハ章程ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其決議ヲ取消スコトヲ得

實業部大臣ハ滿洲棉花股份有限公司ノ董事長、董事又ハ監察人ノ行爲法令若ハ章程ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得董事長、董事又ハ監察人實業部大臣ノ命令ニ從ハサルトキ亦同シ

第二十四條 政府ハ滿洲棉花股份有限公司ニ對シ政府所有ノ股份以外ノ股份ノ拂込金額ニ對シ年六分ノ利益配當ヲナシ得ルニ至ル迄毎年拾萬圓ヲ限度トシ補助金ヲ交付スルコトヲ得

附 則

第二十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 政府ハ設立委員ヲ命シ滿洲棉花股份有限公司設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
第二十七條 設立委員ハ章程ヲ作成シ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第二十八條 股份總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク股金ノ拂込ヲ爲サシムヘシ
前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ
第二十九條 設立委員ハ滿洲棉花股份有限公司設立登記ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其ノ事務ヲ董事長ニ引渡スヘシ

(ホ) 滿洲採金株式會社法

(勅令第三十八號康徳元年五月三日公布)

第一條 政府ハ採金事業ノ開發經營ニ當ラシムル爲滿洲採金株式會社ヲ設立スルモノトス
第二條 滿洲採金株式會社ハ別ニ定ムル地域ニ於テ金鑛ノ採掘及製鍊ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル股份有限
公司トス

滿洲採金株式會社ハ實業部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第三條 滿洲採金株式會社ハ本店ヲ新京ニ置ク

第四條 滿洲採金株式會社ノ資本ノ額ハ千二百萬圓トス

第五條 滿洲採金株式會社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ハ五十圓トス

第六條 滿洲採金株式會社ノ株式ハ會社ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第七條 政府ハ其ノ有スル金鑛ノ鑛業權ヲ以テ出資ニ充ツルコトヲ得

第八條 滿洲採金株式會社ノ株金ノ第一回拂込ノ額ハ之ヲ株金ノ四分ノ一迄ニ下スコトヲ得

第九條 滿洲採金株式會社ノ株主ハ一株ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス

第十條 滿洲採金株式會社ニ理事長、副理事長各一人、理事五人以内及監事三人以内ヲ置ク

第十一條 理事長ハ滿洲採金株式會社ヲ代表シ其業務ヲ綜理ス

理事長事故アルトキハ副理事長其職務ヲ行フ

理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人理事長ノ職務ヲ行フ

副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ滿洲採金株式會社ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シ滿洲採金株式會社ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ滿洲採金株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十二條 理事長、副理事長、理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ政府ノ認可ヲ受クルニ非サレハ就任ス

ルコトヲ得ス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十三條 理事長、副理事長及當務ニ從事スル理事ハ實業部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ業務ニ從事スルコ

トヲ得ス

第十四條 實業部大臣必要ト認ムルトキハ何時ニテモ滿洲採金株式會社ヲシテ其業務若ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ

又ハ官吏ヲシテ之ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十五條 實業部大臣ハ滿洲採金株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第十六條 實業部大臣ハ滿洲採金株式會社ニ對シ公益ノ増進又ハ金鑛資源ノ保護ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ爲スコト

ヲ得

第十七條 滿洲採金株式會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ之ヲ實業部大臣ニ提出シ其ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 理事長副理事長理事及監事ノ解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並解散ノ決議ハ實業

部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス

第十九條 滿洲採金株式會社ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ有スル鑛業權若ハ重要ナル財産ヲ他人ニ

讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第二十條 滿洲採金株式會社ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ採金事業ヲ讓受ケ又ハ其ノ經營ヲ委託シ若ハ

受託スルコトヲ得ス

第二十一條 滿洲採金株式會社ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ事業ヲ廢止又ハ休止スルコトヲ得ス

第二十二條 實業部大臣ハ滿洲採金株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議

ヲ取消スコトヲ得

實業部大臣ハ滿洲採金株式會社ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害

スト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得理事長、副理事長、理事又ハ監事實業部大臣ノ命令ニ違反シタルトキ亦同シ

第二十三條 滿洲採金株式會社ハ營業年度毎ニ利益金ヨリ左ノ各號ニ掲ケル金額ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納入スヘシ

一 利益金ノ百分ノ十五ニ相當スル金額

二 拂込ミタル資本ノ額ノ百分ノ八ニ相當スル金額

前項ノ殘額ノ他ノ二分ノ一カ拂込ミタル資本ノ額ノ百分ノ二ヲ超過スルトキハ其ノ超過シタル額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ハ更ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ

第二十四條 第七條ノ規定ニ依ル鑛業權ノ移轉ニ關スル登録稅及登録手数料ハ之ヲ免除ス

附 則

第二十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 政府ハ設立委員ヲ命シ滿洲採金株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ實業部大臣ノ認可ヲ受テヘシ

第二十八條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク株金ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ

第二十九條 設立委員滿洲採金株式會社ノ設立登記ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其事務ヲ理事長ニ引渡スヘシ

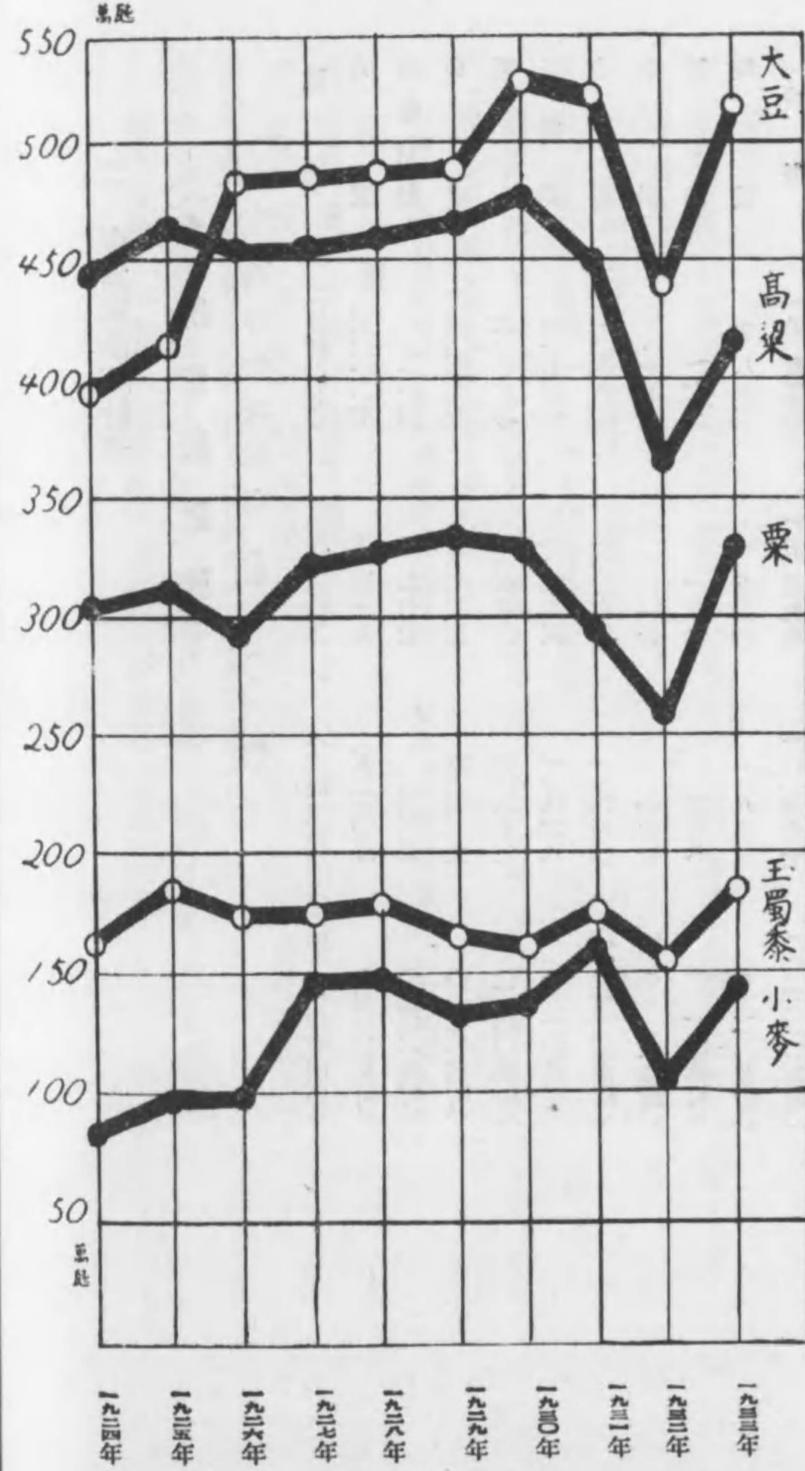
(二) 産業關係統計表

(イ) 農産統計表

農作物收穫高 (單位一、〇〇〇噸)

種類	(建國前年)	(大同元年)	(大同二年)	(大同二年作附面積)
大豆	五、二二七	四、四三九	五、二〇五	(四〇〇萬町)
其他豆類	三三三	二七七	三三五	(三二萬町)
高粱	四、四九七	三、七二三	四、二二九	(二七〇萬町)
粟	二、九六〇	二、五八〇	三、二七三	(二四〇萬町)
玉蜀黍	一、七〇一	一、五二五	一、八六八	(一一〇萬町)
小麥	一、五八〇	一、〇七四	一、四三〇	(一三〇萬町)
水稻	一五九	一一六	一六四	(八萬町)
陸稻	一六三	一三七	一四八	(一〇萬町)
雜穀	一、八五三	一、五二四	一、八三三	(一一〇萬町)
合計	一八、四五三	一五、三九五	一八、四七七	(一、三三〇萬町)

滿洲主要穀物收穫高 (十年間比較)



1110

地方別	大同二年	大同元年	増減	前年を100とする増減率(%)
滿洲地方	1,515,400	1,533,210	減	100
奉天以南地方	300,600	677,210	減	101
奉天線地方	927,210	927,210	減	101
開原地方	331,900	358,930	減	101
遼海線地方	1,121,100	1,110,110	減	101
長公地方	277,200	277,100	減	100
四洮線地方	254,800	267,400	減	100
吉長線地方	254,800	254,500	減	101
間島地方	6,299,750	6,263,800	減	101
小計	1,303,000	1,345,450	減	97
北滿地方	55,300	37,500	減	95
北滿南部線地方	1,143,200	1,210,300	減	95
哈爾濱附近	927,210	927,210	減	95
北滿東部線地方	1,109,800	1,109,800	減	100
松花江下流地方	1,109,800	1,109,800	減	100
呼海線地方	1,109,800	1,109,800	減	100
北滿西部線地方	1,109,800	1,109,800	減	100
齊克線地方	1,109,800	1,109,800	減	100
北部其他地方	1,109,800	1,109,800	減	100
合計	1,303,000	1,345,450	減	97

(註) 一陌は一〇〇八三三町に當る

1111

地方別

(南部) 奉天以南地方 奉山線地方 開原地方 遼海線地方 長公地 四洮線地方 吉長地 間島地 小計 北(北部) 北鐵南部線地方 哈爾濱地方 北鐵東部線地方 松花江下流地方 呼海線地方 北鐵西部線地方 齊克線地方 北部其他地方 合計

Table with columns for '大豆' (Soybean), '其他豆類' (Other legumes), '高粱' (Sorghum), and '粟' (Millet). Each column contains sub-columns for '作付面積' (Cultivated area) and '收穫高' (Yield). Rows list various regions and a total '合計'.

品種別作付面積及豫想收穫高 (大同二年度)

地方別

(南部) 奉天以南地方 奉山線地方 開原地方 遼海線地方 長公地 四洮線地方 吉長地 間島地 小計 北(北部) 北鐵南部線地方 哈爾濱地方 北鐵東部線地方 松花江下流地方 呼海線地方 北鐵西部線地方 齊克線地方 北部其他地方 合計

Table with columns for '五穀類' (Grains), '小麥' (Wheat), '水稻' (Rice), and '雜糧' (Miscellaneous grains). Each column contains sub-columns for '作付面積' (Cultivated area) and '收穫高' (Yield). Rows list various regions and a total '合計'.

(口) 畜産統計表

種別	滿洲國の家畜頭數			
	奉天省	吉林省	黑龍江省	興安省
牛	五二一、六七〇	四三九、九五〇	二六六、九五〇	三九一、七〇〇
馬	六六六、二二〇	七三三、〇七〇	七五五、〇〇〇	三三六、〇〇〇
騾	三三三、三三〇	二九九、二五〇	一五二、九二〇	一八三、五〇〇
驢	三三三、三三〇	八三、四一〇	四六、〇〇〇	一八三、五〇〇
羊及山羊	五二八、二二〇	一八二、四三〇	五九、九三〇	四八三、〇〇〇
豚	三、四四四、〇三〇	二、二七三、七六〇	一、七七一、九六一	一、〇〇〇、〇〇〇
計	五、八八八、九二〇	三、九三三、八七〇	三、五〇一、六一	一、三三三、八三〇

滿洲に於ける畜牛主要市場及集散頭數表

市場	出廻時期	出廻先	市場
新市場	同上	吉林、農安、洮南地方	鄭家屯、通遼、東山地方
鐵嶺	同上	鄭家屯、通遼、東山地方	東烏珠穆沁旗、呼倫貝爾
海拉爾	同上	東烏珠穆沁旗、呼倫貝爾	林西、西ウヂムチン旗、アルコルチン旗、札魯特大小巴林旗
赤峯	同上	赤峯、西ウヂムチン旗、アルコルチン旗、札魯特大小巴林旗	鄭家屯、小庫倫、鐵嶺、南滿一帶
錦州	同上	鄭家屯、小庫倫、鐵嶺、南滿一帶	
奉天其他	同上	鄭家屯、小庫倫、鐵嶺、南滿一帶	

滿洲に於ける屠牛頭數表

地方	屠場數	頭數	重量	備考
奉天省	一四三	八二、四九一	二九、九二七、七〇八	
吉林省	四三	三二、九三三	七、七四五、五三七	
黑龍江省	四九	七、一六八	二、六二一、六三七	
熱河省	四六	五、三四三	一〇三、〇七一	
計	一、〇六	一三六、〇五五	四〇、四〇七、一四九	一日平均三〇斤

(備考) 民國第七次農商統計に據る。黑龍江省は舊行政區劃によるもので、現在の興安省を含む地域である。

關東州及滿鐵附屬地に於ける屠牛頭數表

關東州	昭和七年	屠場數	頭數	筋肉量	人口一人當筋肉量
關東州	昭和七年	二二	三三、七〇七	八五六、三四九	二四〇
附屬地	昭和七年	三三	一、九〇七	一、一五六、九二四	一一
滿洲羊毛主要取引市場及集散數量			二二、四七九	七七一、六二六	五、六一

市場

市場	封度	備考
奉天	一五、〇〇〇	
其他	一〇、〇〇〇	
計	二五、〇〇〇	

他市場よりの中繼を除き直接出廻るもの東山地方一〇〇、〇〇〇
新民屯三〇、〇〇〇 其他三〇、〇〇〇 封度
現地消費量一〇〇、〇〇〇

地方別	現地消費量	輸出	頭數
洮南	400,000	50,000	他は奉天に移出す
鄭屯	110,000	20,000	他は奉天に移出す
通遼	90,000	同右	
錦州	1,500,000	50,000	他は天津に移出す
赤峰	2,000,000	200,000	他は天津、錦州に移出す
海拉尔	600,000	同	
計	5,800,000	烏珠穆沁旗より集來歐洲に輸出す	

滿洲國及接壤地綿羊分布狀況表

地方別	牧群經營狀態	頭數
奉天省	副業的飼育	20
吉林省	同	1,600
黑龍江省	專業及副業	2,000
(東部內蒙古)	副業的飼育	35
滿洲接壤地方	同	25
錦州地方	同	6
開魯地方	同	10
タラハン地方	專業的牧群多し	10
ケヤライト地方	同	10
アルコルチン地方	同	10

地方	多倫地方	赤峰地方	ウチムチン地方	アバカ地方
多倫、經棚、林西	同	同	同	專業的牧群
東西ウチムチン旗	同	同	同	
アバカ、コチト	同	同	同	
計	400,000	400,000	400,000	400,000

(八) 林産統計表

針葉樹	日本名	滿洲名	屬名	日本名	滿洲名	屬名
テウセンマツ	果松、紅松	マツ	屬	テウセンモミ	杉、沙柏、柏松	モミ
テウセンタウヒ	魚鱗松	タウヒ	屬	エゾマツ	魚鱗松	タウヒ
ダフリカカラマツ	黄花松	カラマツ	屬	テウセンカラマツ	黄花松	カラマツ
タウシラベ	臭松	モミ	屬	マンシウアカマツ	油松	マツ
カウライミヅナラ	柞樹	ナラ	屬	モンゴリナラ	柞樹	ナラ
アマールシナノキ	榎樹	シナノキ	屬	マンシウシナノキ	榎樹	シナノキ
オニメグスリ	寧新子	榎	屬	マンシウカヘデ	白牛樹	榎
ヤチダモ	水曲柳	トネリコ	屬	イタヤカヘデ	色樹	榎

ハルニレ	楡	楡	オヒヨウニレ	楡	楡
キハ	黄蘗木、黄波羅	キハダ	マンシウクルミ	楸	楸
テウセンヤマナラシ	白楊	白楊	ドロノキ	青楊	楸
シラカンバ	楸	楸	テウセンミネバリ	黄楸	楸
フノヲレカンバ	楸	楸	オホミノニレ	黄楸	楸
カライヌエンジユ	楸	イヌエンジユ	マンシウハシドイ	跑馬子(暴馬子)	楸
			ヤマナシ	梨	楸
					ハシドイ
					ナシ
					楸

松花江流域の森林面積及材積

省名	縣名	森林面積	針葉樹材	闊葉樹材	積計	備考
吉林	濛江	二九八、四七、七	六五、三三、八八	一〇四、三三、三三	一六九、六七、二一	
同	輝甸	三六一、三六、八	七六、五〇、四三	二五、三九、九一	一〇一、九〇、三四	
同	額穆	九四、六二、八	二四、〇七、七九	四、四七、三三	二八、五五、一三	長廣材積以西の部
同	安圖	三三八、八三、三	一〇五、六〇、二九	九、八一、七五	一一五、四二、〇四	本縣の一小部分は
奉天	撫松	三六三、五八、四	一三〇、九一、七六	一三、四七、四九	二六六、九九、二五	豆滿江流域に入る
計	豆滿江流域の森林面積及材積	一、四六六、八六、〇	四〇一、天四、四八	五〇、五八、七四	九三三、二二、二二	
吉林	延吉	九八、三九、二	三五、七七、七七	五五、五九、一〇	六一、三六、八七	備考

東部東寧縣の斜面を除く

牡丹流域の森林面積及材積

省名	縣名	森林面積	針葉樹材	闊葉樹材	積計	備考
奉天	安圖	二〇〇、〇六、〇	二二、〇〇、〇〇	一、七、七、七	二二、一七、七七	安圖縣の東南部
同	和龍	一七一、〇一一	二二、三〇、八四	四三、八八、八八	六六、六一、七二	
同	琿春	一〇一、〇〇〇	二二、七、七、七	四三、八八、八八	六六、六一、七二	
同	汪清	二二一、〇〇〇	五八、二二、三九	一〇〇、六六、四三	一六八、八八、八二	
計	牡丹流域の森林面積及材積	六三九、〇六、七	一〇七、三〇、九一	二〇九、一〇、九八	三六六、六一、八〇	
吉林	敦化	一六九、七三、三	七、七、七、七	一四、六四、六四	二二、四三、〇五	長廣才積以東の部
同	額穆	一四七、二四、八	五、八、二、九	一、五、一、五	七、三、〇、四	
同	寧安	二九一、〇二、〇	八、一、九、五	九、九、九、九	一八、一、八、四	
計	拉林河流域の森林面積及材積	六五八、〇二、一	二二、〇二、〇二	二二、〇二、〇二	四四、〇四、〇四	
林種	面積(町)		針葉樹材	闊葉樹材	積(石)	
落葉闊葉樹	一、〇、八、八		一	一〇、一、一	一〇、一、一	
擇伐後の針闊混森林	一〇、〇、三		二、一、一	一〇、一、一	一二、二、二	
原始的針闊混森林	一〇、〇、三		一〇、一、一	一〇、一、一	二〇、二、二	
計	一〇、〇、三		一〇、一、一	一〇、一、一	二〇、二、二	

滿	444	73	202	120	60
金	222	55	147	29	(不明)
石	9,595,563	9,893,574	10,050,652	9,058,103	7,108,282
骸	3,437,741	3,883,377	4,051,111	3,020,622	4,263,305
油	—	—	2,812,000	1,245,022	1,441,554
原	—	—	4,772,222	2,101	2,063,111
麥	25,454	31,221	29,012	36,033	55,382
耐	60,481	68,651	53,622	35,472	51,722
滑	35,000	30,000	25,722	22,820	44,312
苦	89,334	103,222	112,222	97,777	89,902
石	47,710	62,501	98,822	54,111	47,350
石灰石(溶煤劑及セメント原料)	82	113	110	121	110
石	20,927	19,622	20,000	22,377	26,929
硅石(工業用原料)	270	1,222	500	322	1,721
長	270	1,222	500	322	1,721
方	270	1,222	500	322	1,721
解	270	1,222	500	322	1,721
石	270	1,222	500	322	1,721

備考 一、本表は滿鐵地質調査所の發表による。
 二、滿洲に於ける有用鑛物として記載すべきものは金屬鑛物約六種、非金屬鑛物約一三種に達するも本表に於ては主要鑛産物のみ止め又それに直接關係ある生産物をも加へた。
 三、滿鐵關係並びに整頓せる同社外鑛山の鑛産額を除いた外は其の正確なる數量を知るに難く従つて

統計表を作製するに當つても其の現況より想定した。
 四、本表中石炭及び金の産額の如きは地方的に農閑を利用して不定期に採掘するものあるを以て總産額は若干増加するものと見られる。
 五、産地名は適宜其の鑛山名又は主要地名を掲げ數量の單位は金の兩(約一〇匁又は三、七五瓦)を除く外は兩を基準とせるも換算上多少の不同あるを免れない。

(木) 貿易統計表

輸	出	大同元年	大同二年
輸	入	616,000,000圓	423,000,000圓
合	計	301,000,000圓	515,000,000圓
		917,000,000圓	938,000,000圓
主要相手國別貿易額一覽表 (大同二年)			
相手國	輸出	輸入	
(1) 日	20,300萬圓	33,800萬圓	
(2) 支那	5,500萬圓	8,000萬圓	
(3) 獨逸	6,600萬圓	1,000萬圓	
(4) 北米	7,400萬圓	2,900萬圓	
(5) 蘇聯	1,300萬圓	7,500萬圓	
			135

(6) 英

滿洲主要輸入品價格 (昭和八年)

八八〇萬圓

七二〇萬圓

一三六

(1) 大豆

(2) 石豆

(3) 豆

(4) 榨

(5) 鐵

(6) 榨

品目

大豆

石豆

炭

油

鐵

絲

輸出額

一七、〇〇〇萬圓

六、〇〇〇萬圓

四、〇〇〇萬圓

一、八〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

一、〇〇〇萬圓

(1) 綿

(2) 麥

(3) 金

(4) 油

(5) 雜

(6) 機

(7) 車

品目

絲布類

粉類

屬類

貨類

械類

輛類

輸入額

一一、〇〇〇萬圓

六、〇〇〇萬圓

五、〇〇〇萬圓

二、八〇〇萬圓

二、五〇〇萬圓

二、五〇〇萬圓

二、三〇〇萬圓

(8) 麻
(9) 紙
(10) 絹
(11) 砂
(12) 毛
(13) 煙

織物
草物
糖類
類類

二、〇〇〇萬圓
一、七〇〇萬圓
一、七〇〇萬圓
一、七〇〇萬圓
一、四〇〇萬圓
一、一〇〇萬圓

特產三品輸出狀況 (大連、營口、安東、浦鹽四港)

三品輸出額 (單位應)

大豆

(指數)

豆

(指數)

豆

(指數)

一九二八年

二、一〇七、二二三

(八二)

一、九〇六、一七七

(一一四)

一一九、六五六

(一一〇)

一九二九年

二、六九九、四九二

(一〇〇)

一、四二二、一〇一

(一〇〇)

九九、八〇九

(一〇〇)

一九三〇年

二、三三三、九九八

(八三)

一、五二五、五六〇

(一〇七)

一三五、一八七

(一三五)

一九三一年

二、四七六、六六五

(九二)

一、六五八、〇六五

(一一七)

一四五、一八八

(一四五)

一九三二年

二、五七二、〇〇六

(九五)

一、五六二、七九六

(一一一)

一四九、七八〇

(一五〇)

一九三三年

二、二八四、四四四

(八四)

一、〇五〇、六九二

(七四)

七四、八六三

(七五)

大豆仕向地別輸出額 (單位應)

歐洲向

(指數)

日本向

(指數)

支那向

(指數)

一九二八年

一、四六三、三三三

(八三)

四〇六、三三三

(七三)

三三三、三三三

(一〇六)

一九二九年

一、七三五、七九八

(一〇〇)

五六六、五六三

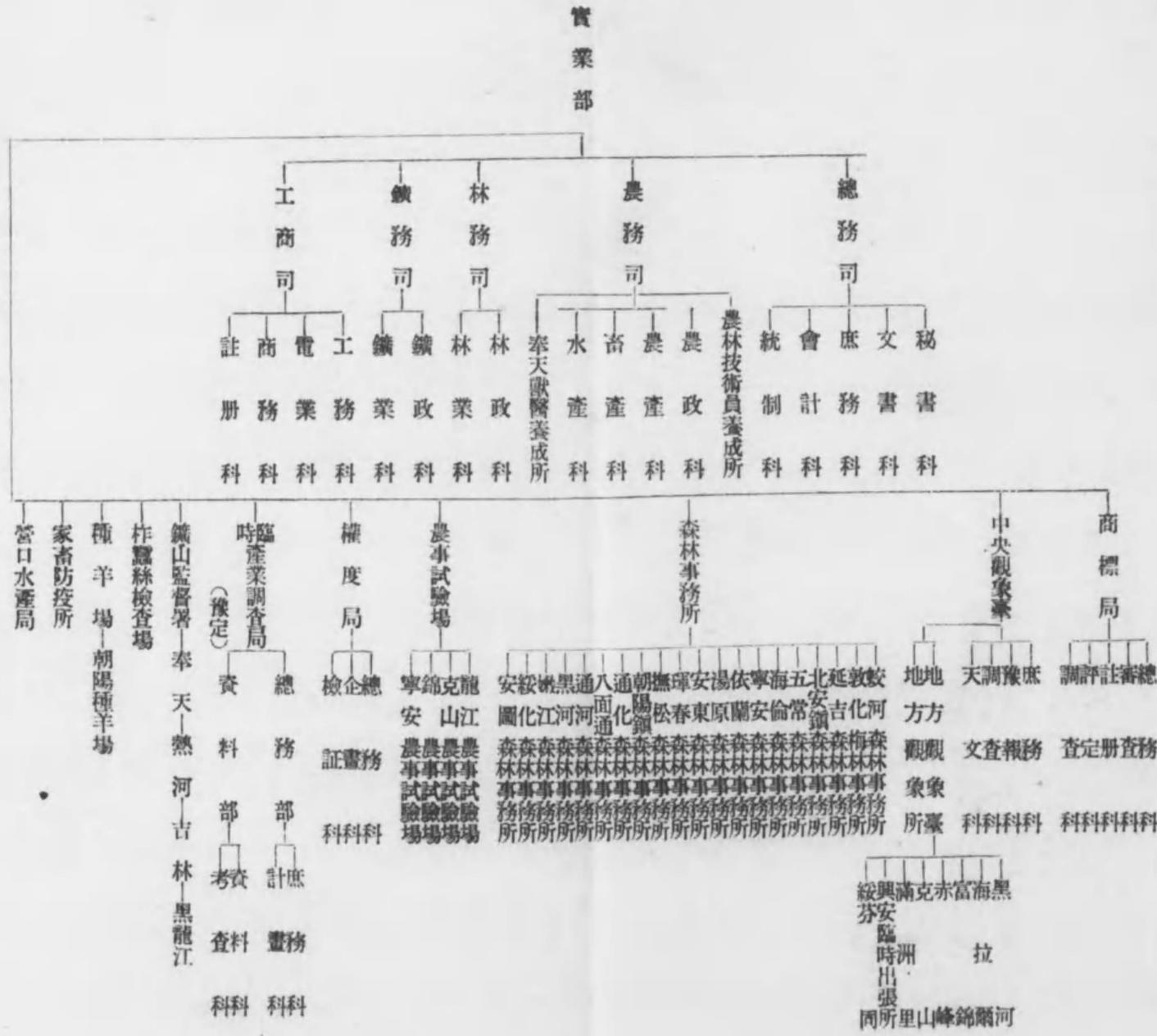
(一〇〇)

三二五、六六〇

(一〇〇)

一三七

(三) 實業部組織一覽表



年度	豆油仕向地別輸出額 (單位噸)			豆粕仕向地別輸出額 (單位噸)		
	歐洲向	日本向	支那向	歐洲向	日本向	支那向
一九三三年	七〇,九六〇	六九四,一三四	二三四,七三七	一,三〇九,九六五	四四二,五五一	一三〇,七三三
一九三二年	六五,九三三	九三五,五〇〇	五〇八,六八三	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三
一九三一年	三八,三三〇	一,一五三,六八五	三九五,九三七	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三
一九三〇年	一七,六五八	一,一四五,一五五	二五五,〇〇二	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三
一九二九年	四七,九〇九	一,〇〇二,六九九	二四四,一六六	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三
一九二八年	三三,五三〇	一,一四六,三三九	三六〇,七六七	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三
一九二七年	三二,六六〇	七〇,二九〇	五三,一三七	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三
一九二六年	一〇五,一九六	七,〇二〇	一五,四四〇	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三
一九二五年	七六,四三七	一,一八	一〇,九三三	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三
一九二四年	三三,〇二六	一〇,一	三,八五二	一,三六五,四三三	四〇〇,四四一	一三〇,七三三

(註) 年度は十月より翌年九月迄とす。滿洲主要物産年報による。

康德元年八月初版發行
康德元年十一月改訂增補版發行

國務院總務廳情報處

終